



シンガポール投資環境

2022年2月

みずほ銀行
国際戦略情報部

みずほリサーチ&テクノロジーズ
調査部

【目次】

I. 基礎情報

【I-1】アジア主要国経済指標	P.3
【I-2】基礎データ・概況	P.4
【I-3】経済構造	P.5
【I-4】経済・産業等の特徴	P.9
【I-5】経済情勢	P.11
【I-6】政治情勢	P.14
【I-7】経済発展上の課題	P.15
【I-8】経済発展上の強み	P.16
【I-9】リスク	P.17
【I-10】直接投資動向	P.18
【I-11】投資先としてのポテンシャル総括	P.21

II. 投資関連情報

【II-1】労働関連情報	P.23
【II-2】主要工業団地・経済特区	P.25
【II-3】会計・税務関連情報	P.26
【II-4】物流関連情報	P.27
【II-5】金融関連情報	P.28

III. 拠点設立

【III-1】進出形態	P.30
【III-2】拠点設立フロー	P.31
【III-3】現地費用	P.33
【III-4】口座開設	P.34
【III-5】撤退	P.35

IV. 各種規制・恩典・参考情報

【IV-1】外資規制	P.37
【IV-2】投資誘致	P.38
【IV-3】会社法関連	P.39
【IV-4】為替管理制度	P.40
【IV-5】貿易制度	P.41
【IV-6】資金調達	P.42
【IV-7】不動産関連規制	P.44
【IV-8】統括会社	P.45
【IV-9】近時トピックス	P.46

V. その他

【V-1】みずほ銀行 シンガポール拠点のご案内	P.50
【V-2】業務提携	P.51

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【I - 1】アジア主要国経済指標

国・地域名	中国	日本	韓国	台湾	シンガポール	香港
人口 (百万人)	1,418.1	125.4	51.8	23.5	5.7	7.5
名目GDP (億米ドル)	168,630	51,031	18,239	7,856	3,786	3,697
実質GDP成長率 (前年比)	8.0	2.4	4.3	5.9	6.0	6.4
一人あたりGDP (米ドル)	11,891	40,704	35,196	33,402	66,263	49,485
2022年GDP成長率見込み	5.6	3.2	3.3	3.3	3.2	3.5
信用格付(S&P) as of Sep 2021	A+	A+	AA	AA	AAA	AA+
国・地域名	インド	インドネシア	タイ	マレーシア	フィリピン	ベトナム
人口 (百万人)	1,392.0	272.2	70.0	33.4	110.5	98.3
名目GDP (億米ドル)	29,461	11,502	5,462	3,711	3,857	3,680
実質GDP成長率 (前年比)	9.5	3.2	1.0	3.5	3.2	3.8
一人あたりGDP (米ドル)	2,116	4,225	7,809	11,125	3,492	3,743
2022年GDP成長率見込み	8.5	5.9	4.5	6.0	6.3	6.6
信用格付(S&P) as of Sep 2021	BBB-	BBB	BBB+	A-	BBB+	BB

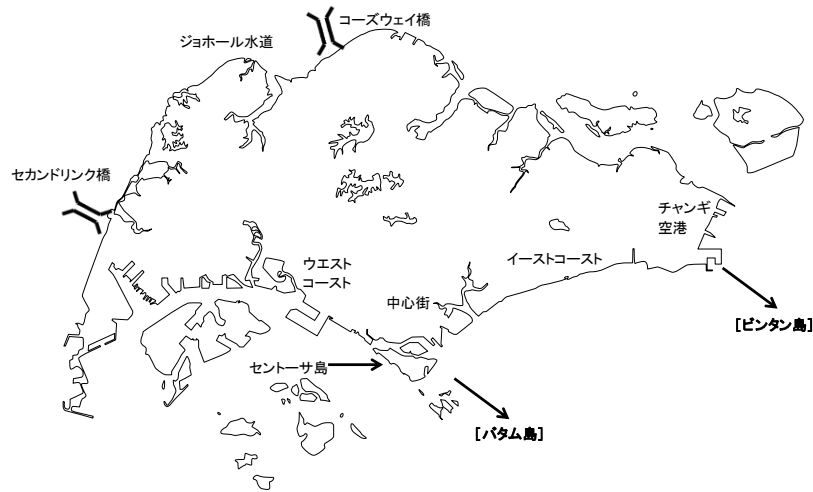
※数値は2021年ベース／2022年GDP成長率見込みおよび斜体箇所はIMF推定値

S&P格付定義: A格 債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、経済状況の悪化からやや影響を受けやすい
 BBB格 債務を履行する能力は適切であるが、経済状況の悪化によって債務履行能力が低下する可能性がより高い
 BB格 投機的要素が強い。高い不確実性や経済状況の悪化に対して脆弱性を有し、状況次第で債務を期日通りに履行する能力が不十分となる可能性がある。

※S&P信用格付については2021年9月30日時点

(出所) IMF - World Economic Outlook Database October 2021 Edition / S&Pのホームページより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

【 I - 2】基礎データ・概況



(出所)IMF、シンガポール統計局、外務省等より みずほリサーチ
&テクノロジーズ作成

シンガポール基礎データ

【人口】	577万人(2021年IMF)
【面積】	722.5km ² (東京23区をやや上回る程度)
【首都】	シンガポール
【言語】	国語はマレー語。公用語として英語、中国語、マレー語、タミール語、その他
【民族】	中華系74%, マレー系14%, インド系9%, その他3%(2019年)
【宗教】	仏教、イスラム教、キリスト教、道教、ヒンズー教、その他、無宗教
【通貨】	シンガポールドル
【政治】	立憲共和制
【元首】	ハリマ・ヤコブ大統領(2017年9月就任、任期6年)
【主要産業】	貿易業、金融・保険業
【名目GDP】	3,786億米ドル 一人あたりGDP: 66,263米ドル(2021年推定IMF)
【GDP成長率】	6.0%(2021年推定IMF)

シンガポール概況

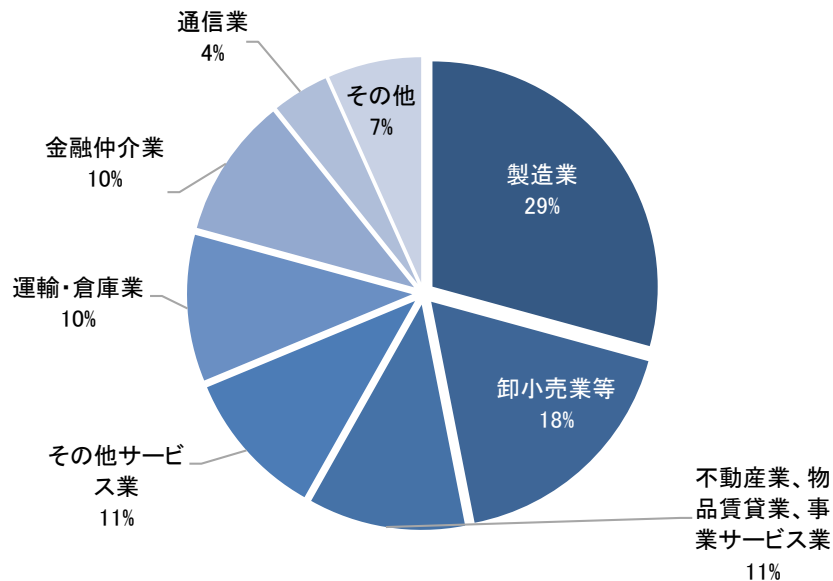
- 国民・永住権者・定住外国人、中華系・マレー系・インド系、仏教・キリスト教・イスラム教等、様々な国籍、民族、宗教が入り混じった多民族国家
- 教育水準は非常に高い。人種が様々なため、グローバルな発想を持った優秀な人材が多く、「人材国家」と言われている
- 小国開放経済であり、輸出に大きく依存する経済構造のため、世界経済の動向に大きく影響を受ける
- 近年、ビッグデータやIoTなど最新ICT技術の導入により、国家が直面する高齢化や交通などの問題を解決して住みやすい環境の実現をめざすと同時に、新たなビジネス機会の創出を狙っている

【 I - 3】経済構造(産業・貿易)①～産業構造

- 東南アジアにおける商業と金融の中心地として、サービス化が非常に進展している
- 農業と鉱業はほとんど存在しない
- 製造業のシェアは低下している。主な製品は、エレクトロニクス、石油製品、医薬など

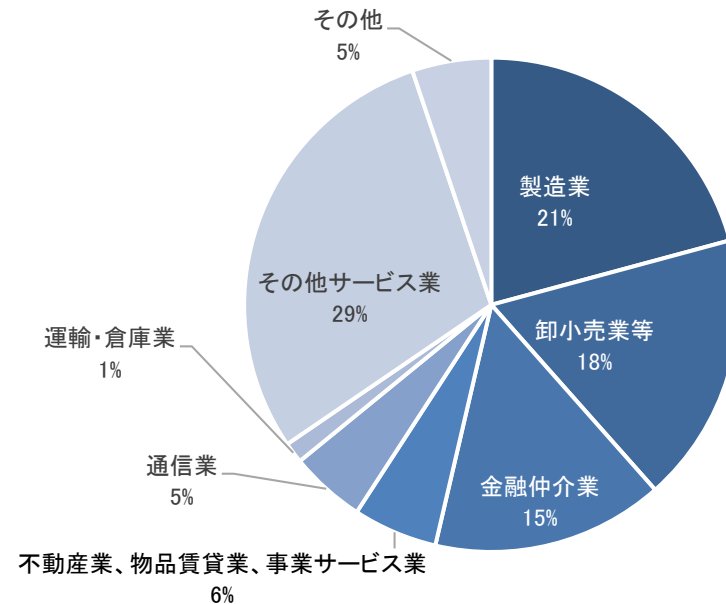
産業別GDP構成比(2005年と2020年の比較)

2005年



(出所)CEICより みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

2020年

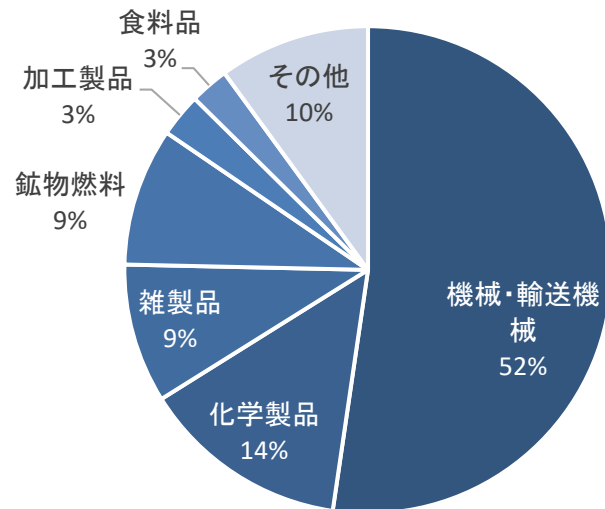


(出所)CEICより みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

【 I - 3】経済構造(産業・貿易)②～輸出構造(輸出全体)

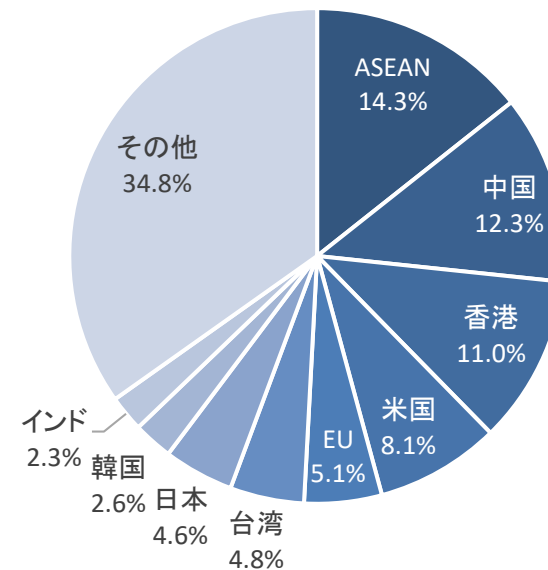
- 東南アジアの貿易センターとして、半導体や医薬品、石油化学等の多様な品目を幅広く取り扱い輸出している
- 輸出先としてはASEAN諸国、中国や香港が大きな割合を占めるほか、米国のシェアも高い

財別輸出内訳(2020年)



(出所)シンガポール統計局より みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

国・地域別輸出内訳(2020年)

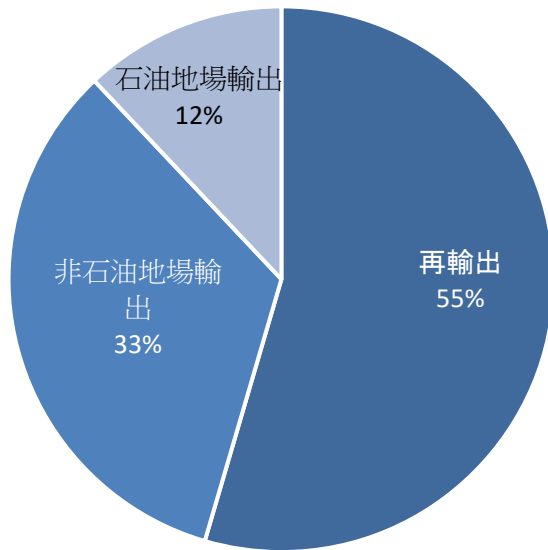


(出所)シンガポール統計局より みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

【 I - 3】経済構造(産業・貿易)②～輸出構造(非石油地場輸出)

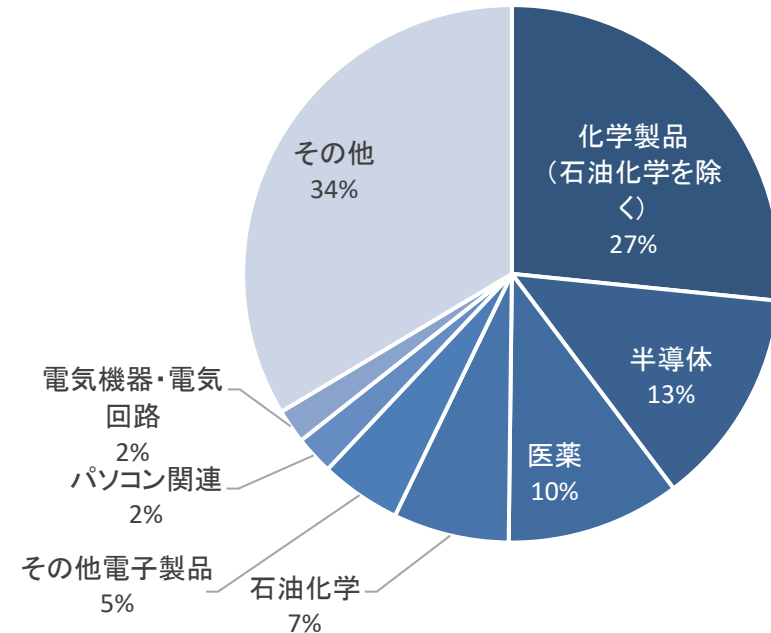
- シンガポールの景気動向をみるうえで石油地場輸出と再輸出は、原料・仕入れ分の輸入を差し引くと付加価値が非常に小さいため、重視されるのは非石油地場輸出である
- 非石油地場輸出では、電子関連と化学関連が主力輸出品目

形態別通関輸出内訳(2020年)



(出所)シンガポール統計局より みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

非石油地場輸出内訳(2020年)



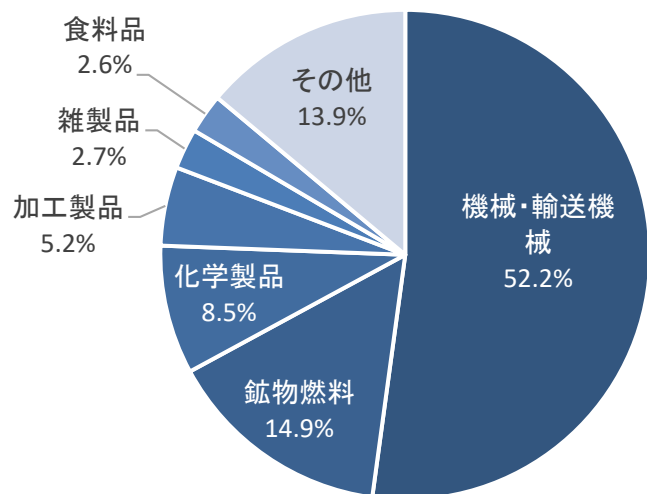
(注)半導体は集積回路と同部品、ダイオード・トランジスタの合計。パソコン関連は、パソコンと同部品、ディスクドライブの合計

(出所)シンガポール統計局より みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

【 I - 3】経済構造(産業・貿易)③～輸入構造

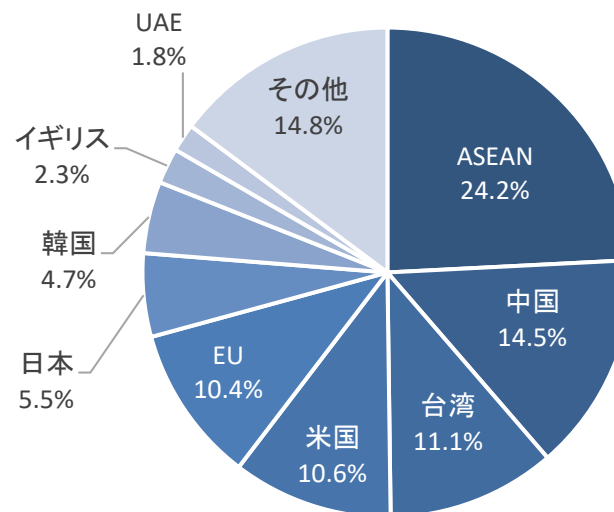
- 機械・輸送用機械、鉱物燃料、化学製品が上位を占めている
- 国・地域別ではASEANや中国が上位を占めている点は輸出と同じだが、台湾と米国のシェアが高くなっている状況

財別輸入内訳(2020年)



(出所)シンガポール統計局より みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

国・地域別輸入内訳(2020年)



(出所)シンガポール統計局より みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

【I-4】経済・産業等の特徴①～経済・社会

- 建国以来、政権を担当する人民行動党のもと、安定した経済・社会が築かれてきた
- 労務コスト、高齢化の加速等の課題に直面し、国づくりの戦略を転換。経済成長重視から、国民生活、福祉重視の姿勢へと政策をシフト

社会・経済等における特徴

社会

- ✓ 国民・外国人・永住者、中華系・マレー系・インド系、仏教・キリスト教・イスラム教等、様々な国籍、民族、宗教が入り混じった多民族国家
- ✓ 経済の構造改革(人数の増加ではなく生産性向上による成長)を実施する中で外国人労働者雇用抑制を強化

経済

- ✓ シンガポール経済は輸出に依存。輸出が低迷するとシンガポール経済も下振れする傾向
- ✓ サービス化が進展するも、政策的に誘致した医薬産業が拡大するなど、製造業も一定の役割を維持
- ✓ 一人あたりGDPは、香港、日本を上回り、産油国を除きアジアのトップ。世界でも屈指の高所得国

政治

- ✓ かつては人民行動党による恣意的選挙割(ゲリマンダー)などがみられたものの、最近はこのような露骨な非民主的手法は採用されなくなっている
- ✓ 2015年9月の総選挙では、不人気だった外国人労働者の積極受け入れを改めたことや、国父リー・クアンユー元首相の死去・建国50周年で人民行動党の過去の実績に焦点があたったこともあり、同党が圧勝
- ✓ 2018年11月、ヘン・スイキヤット財務相が事実上、人民行動党の次期首相候補に指名された

外交

- ✓ 小国であるシンガポールは、近隣だけでなく中国、米国などの超大国を含めた友好国とのネットワークが必要
- ✓ シンガポールの発効済み自由貿易協定(FTA)件数は27件(2022年2月時点)で、FTAカバー率(貿易総額に占めるFTA発効国との貿易額比率)は9割超
- ✓ 2022年1月よりRCEP協定が発効し、参加国の日本含めた10カ国との貿易取引拡大を期待

(出所)外務省、JETRO資料より みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

【 I - 4】経済・産業等の特徴②～産業

- シンガポールは国をあげて産業育成に取り組んでいるが、時代によって重視する産業は変化している
- 政府は現在、先端製造技術導入による産業構造の転換に注力。狙いは、シンガポール国内の工場を他国でのモデルケースとすること、および技術やソリューションサービスを提供する企業のシンガポール進出を促すこと
- ASEAN市場全体をカバーするR&D拠点や先端製造拠点をシンガポールに設置する動きが引き続き増加

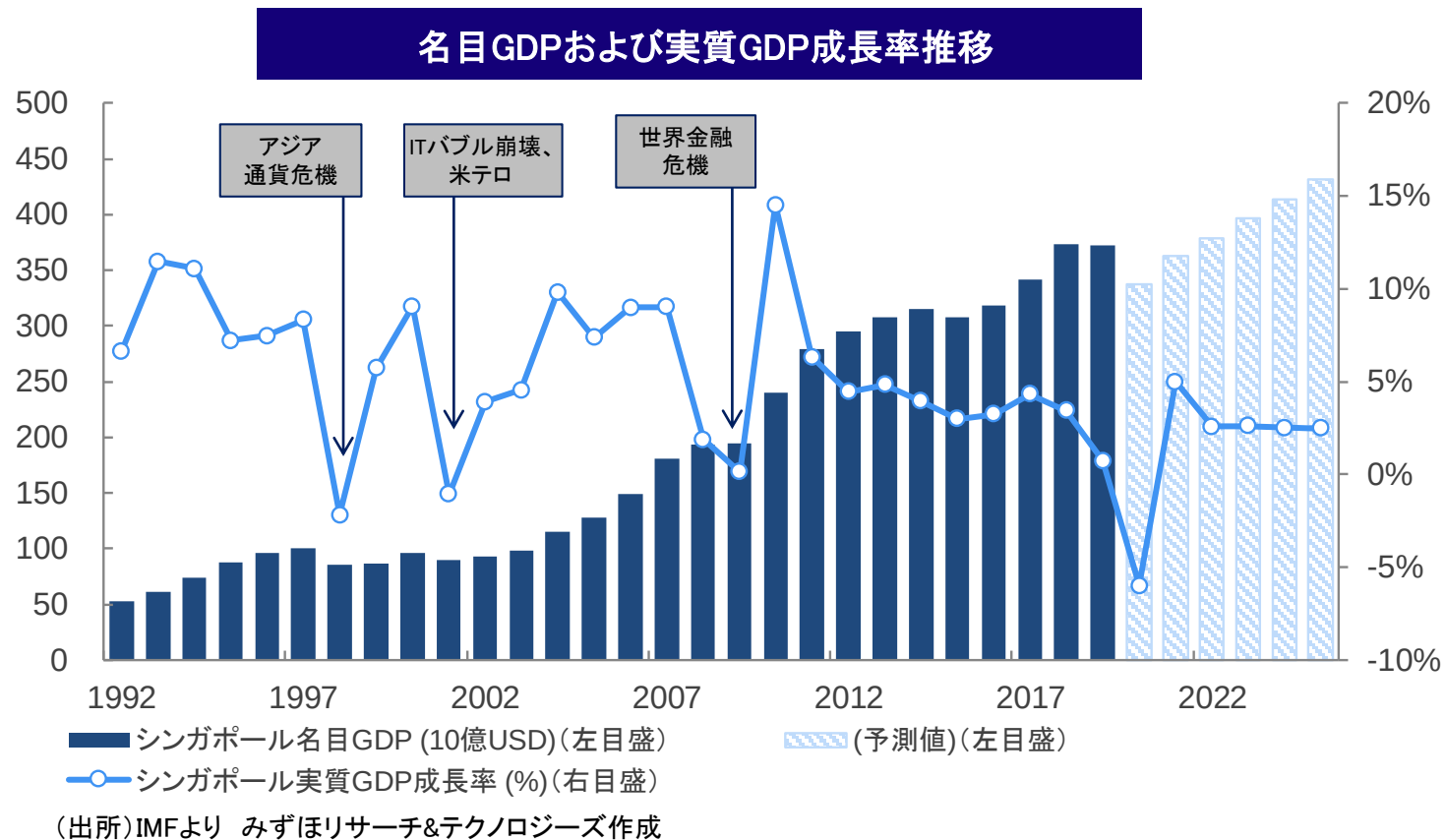
主要産業の特徴と動向

	金融業	エレクトロニクス産業	医薬品・医療機器製造業
特徴	✓ 世界中の金融機関が拠点を置く、アジア有数の資金調達拠点 ✓ アジア最大の外為取引市場 ✓ 大手の富裕層向け資産管理(PB)の拠点が多数あり、アジアの資産管理拠点として注目	✓ 1970年代には半導体組立などの労働集約的な工程から、1990年代以降にはウエハー製造、IC設計など製造活動を高付加価値化	✓ 世界各国から優秀な研究者を集め、新薬の基礎研究から臨床、医療技術などの産官学の研究活動の拠点(R&D) ✓ 欧米の大手医薬品製造企業が製造拠点を設置。医薬品・医療機器の全生産高に占める割合は10.8%
近時動向	✓ 2013年2月に中国工商銀行(ICBC)シンガポール支店が、人民元決済銀行に指定。東南アジアで人民元決済銀行が置かれるのは初めて。シンガポールは、香港、英国と並び世界3大オフショア人民元取引拠点	✓ エレクトロニクス部門の近年の投資は地域統括拠点の設置と研究・開発(R&D)設置が増加(2020年時点で50社以上がR&D拠点を置いている)	✓ 2013年: 大日本住友製薬と参天製薬、各子会社設立 ✓ 2013年: アステラス製薬、医薬品販売子会社を設立 ✓ 2015年: 第一工業製薬、貿易・コンサル業務の子会社設立 ⇒販売市場としての東南アジアの将来性に期待

(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【I-5】経済情勢①～中長期の成長推移

- 輸出依存度が高いため世界的なショックが起こると成長率は大きく落ち込むものの、相対的に高い経済成長を長期にわたって実現。アジアでも屈指の高所得国となった
- 2014年以降は、世界貿易の伸びが鈍化したことなどにより、成長率は+4%未満にとどまることが多い。少子高齢化が進む中、外国人労働者の受け入れ姿勢が消極化したこともあり、中期的にみて成長率はさらに低下する可能性が高い



【 I - 5】経済情勢②～短期見通し

■ 新型コロナウイルスによる経済活動の制限等から回復し、2021年通期ではプラス成長となる見通し

アジア経済見通し総括表(短期)

(単位: %)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
アジア	6.2	6.5	6.1	6.2	5.1	▲ 1.0	7.0	5.4
中国	7.0	6.8	6.9	6.7	6.0	2.2	7.9	5.2
NIEs	2.4	2.7	3.4	2.9	1.9	▲ 0.8	5.0	3.2
韓国	2.8	2.9	3.2	2.9	2.2	▲ 0.9	3.9	3.1
台湾	1.5	2.2	3.3	2.8	3.1	3.4	5.9	3.6
香港	2.4	2.2	3.8	2.8	▲ 1.7	▲ 6.1	6.2	3.0
シンガポール	3.0	3.3	4.5	3.5	1.3	▲ 5.4	6.3	2.8
ASEAN5	5.0	5.1	5.5	5.3	4.9	▲ 3.5	3.4	5.5
インドネシア	4.9	5.0	5.1	5.2	5.0	▲ 2.1	3.6	4.9
タイ	3.1	3.4	4.2	4.2	2.3	▲ 6.1	1.5	4.1
マレーシア	5.1	4.4	5.8	4.8	4.4	▲ 5.6	4.4	6.8
フィリピン	6.3	7.1	6.9	6.3	6.1	▲ 9.6	4.9	6.5
ベトナム	6.7	6.2	6.8	7.1	7.0	2.9	2.8	7.0
インド	7.5	9.0	6.1	7.3	4.8	▲ 7.0	8.5	7.1
オーストラリア	2.3	2.7	2.4	2.8	1.9	▲ 2.2	4.1	3.0
(参考) NIEs + ASEAN5	3.9	4.1	4.7	4.4	3.7	▲ 2.5	4.0	4.6
(参考) 中国を除くアジア	5.4	6.1	5.3	5.7	4.2	▲ 4.5	5.9	5.7

(注) 実質GDP成長率(前年比)、網掛けは予測値。平均値はIMFによるGDPシェア(購買力平価ベース)により計算。

(出所) 各国統計、CEIC Data、IMFより みずほリサーチ&テクノロジーズ作成(データは2021年12月時点)

【I-5】経済情勢③～中長期見通し

- 世界トップクラスの所得水準に到達、更なる生産性の向上は容易でない。外国人労働者の流入抑制も
- ただし、FinTechなど先端分野において、生産性向上のために官民をあげた取り組みがみられる。2021年以降、2%程度の成長は維持できる見通し

アジア経済見通し総括表(長期)

(単位: %)

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
アジア	6.1	6.2	5.1	▲ 1.0	7.0	5.4	4.8	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6
中国	6.9	6.7	6.0	2.2	7.9	5.2	5.1	4.9	4.7	4.6	4.6	4.5
NIEs	3.4	2.9	1.9	▲ 0.8	5.0	3.2	2.4	1.9	1.8	1.7	1.6	1.5
韓国	3.2	2.9	2.2	▲ 0.9	3.9	3.1	2.2	2.0	1.9	1.8	1.6	1.5
台湾	3.3	2.8	3.1	3.4	5.9	3.6	2.5	2.1	2.0	1.8	1.7	1.5
香港	3.8	2.8	▲ 1.7	▲ 6.1	6.2	3.0	2.7	0.8	0.8	0.9	0.9	0.8
シンガポール	4.5	3.5	1.3	▲ 5.4	6.3	2.8	2.5	2.0	2.0	1.9	1.8	1.7
ASEAN5	5.5	5.3	4.9	▲ 3.5	3.4	5.5	4.5	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4
インドネシア	5.1	5.2	5.0	▲ 2.1	3.6	4.9	4.2	4.3	4.3	4.4	4.4	4.3
タイ	4.2	4.2	2.3	▲ 6.1	1.5	4.1	3.1	2.6	2.4	2.4	2.4	2.5
マレーシア	5.8	4.8	4.4	▲ 5.6	4.4	6.8	4.0	3.7	3.5	3.3	3.2	3.2
フィリピン	6.9	6.3	6.1	▲ 9.6	4.9	6.5	5.7	5.6	5.6	5.8	5.7	5.7
ベトナム	6.8	7.1	7.0	2.9	2.8	7.0	6.9	6.7	6.6	6.4	6.2	6.1
インド	6.1	7.3	4.8	▲ 7.0	8.5	7.1	5.2	5.5	5.8	6.1	6.2	6.2
オーストラリア	2.4	2.8	1.9	▲ 2.2	4.1	3.0	2.6	2.1	2.0	1.9	1.8	1.8
(参考) NIEs + ASEAN5	4.7	4.4	3.7	▲ 2.5	4.0	4.6	3.7	3.5	3.5	3.5	3.4	3.3
(参考) 中国を除くアジア	5.3	5.7	4.2	▲ 4.5	5.9	5.7	4.4	4.4	4.5	4.7	4.7	4.7

(注) 実質GDP成長率(前年比)、網掛けは予測値。平均値はIMFによるGDPシェア(購買力平価ベース)により計算。

(出所) 各国統計、CEIC Data、IMFより みずほリサーチ&テクノロジーズ作成(データは2021年12月時点)

【I-6】政治情勢

- 5年の任期到来を受け、2020年7月10日に総選挙の投開票を実施
- 与党・人民行動党(PAP)が勝利したものの、得票率は前回比8ポイント以上下落の61.24%となり、93議席中83議席の獲得にとどまった。他方、野党・労働者党(WP)が6議席から10議席に増やし、建国以来初めて野党が議席を10%以上獲得
- PAPは依然として議会で圧倒的多数を占めることから、今般の選挙結果をもってPAPが政権を維持するうえで重要な要素としてあげる「効率性」に直ちに影響を及ぼすとは考えにくい。野党の躍進を受けて、今後PAPはより協調的なアプローチを採り、野党に配慮した政策に修正を迫られる可能性も考えられる

政治に関する基本情報

議会：1院制(選挙区選出議員定数89、任期5年)

大統領：ハリマ・ヤコブ(2017年9月就任)

任期6年。政府機関の長の任命や、予算等に拒否権を持ち、内閣の助言に基づき権限行使

首相：リー・シェンロン(2004年より第3代首相)

(近年の主なできごと)

2013年12月：リトルインディアで約40年ぶりに暴動が発生

2015年3月：建国の父、リー・クアンユー元首相死去

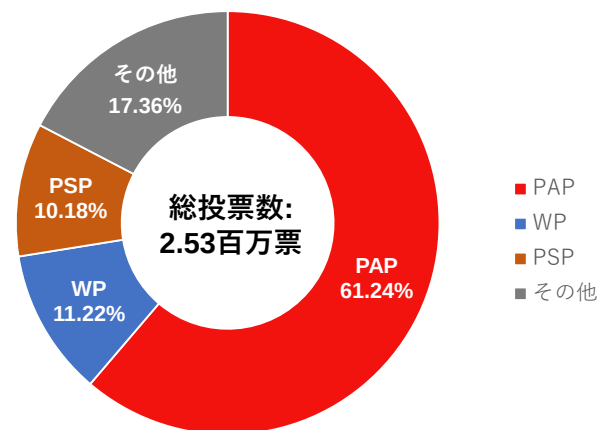
2015年8月：建国50周年

2015年9月：総選挙で与党勝利

2016年4月：日本との国交樹立50周年

(出所)各種報道より みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

総選挙における政党別得票率およびPAP/WPの議席数



PAP:83

WP:10

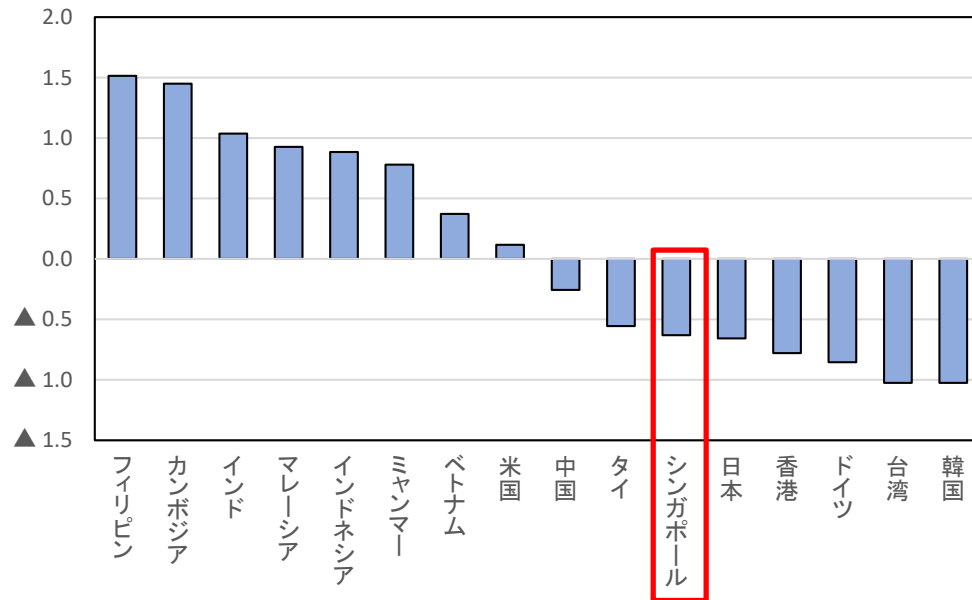


(出所) Elections Department、各種報道より みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

【I-7】経済発展上の課題

- 生産年齢人口の減少が既に始まっている。賃金抑制・交通混雑・住宅価格高騰の原因になるとして有権者が反発していることから、外国人労働者の流入ペースも鈍化。人口動態が経済成長を制約する段階に突入
- 人件費、不動産賃借料などを中心に高い事業コスト
- 所得水準が世界でも最高水準に達しており、外国の模倣が通用する発展段階ではなくなっている。経済成長を維持するためには、研究開発等で独自に生産性を高め、自ら針路を切り開く必要があると思われる

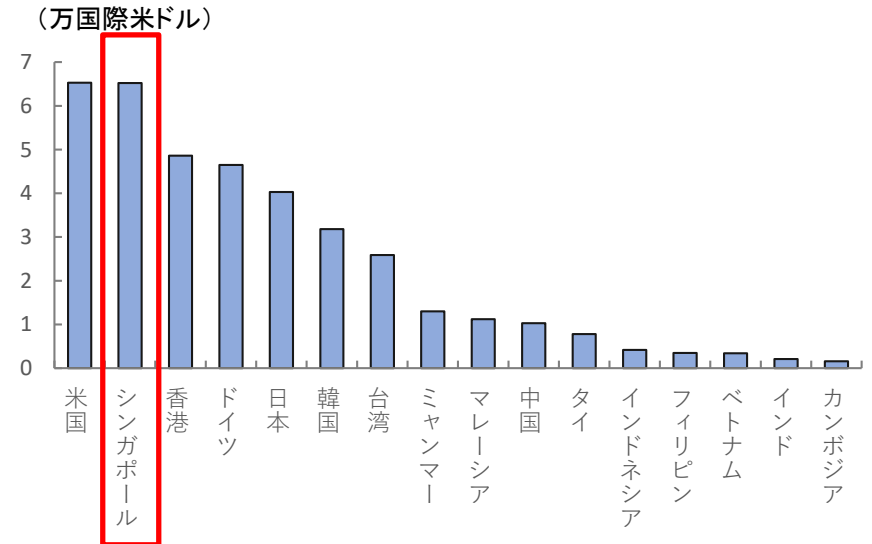
生産年齢人口増加率（2021~2030年平均）



(注) 生産年齢は15~64歳

(出所) 国連人口部より みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

一人あたりGDP(2019年、購買力平価ベース)

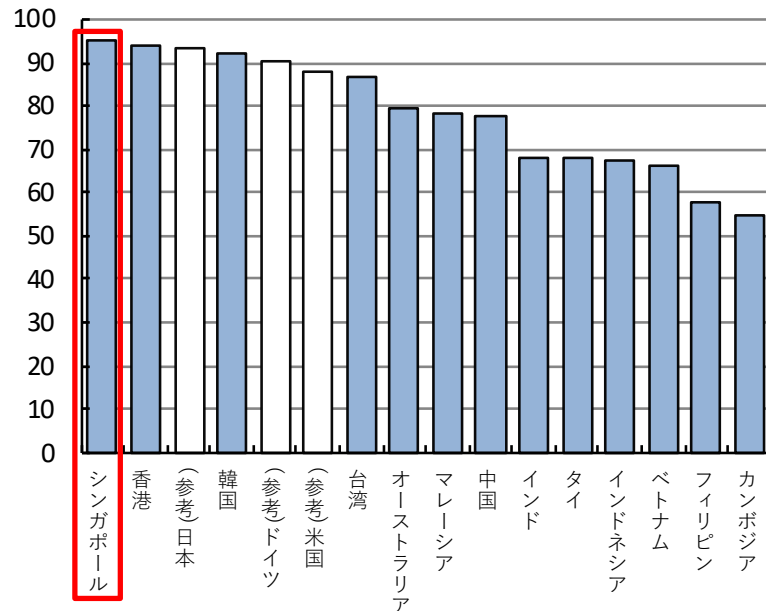


(出所) IMFより みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

【I-8】経済発展上の強み

- 物的インフラはアジアで最も整備されており、また法治主義の浸透度も高く治安も良好である等、経済発展における数多くの強みを有している
- その他、経済開放度や経済法制の充実度、大学を中心とした手厚い政府支援による教育水準の高さ、自然災害が少ない点などがあげられる

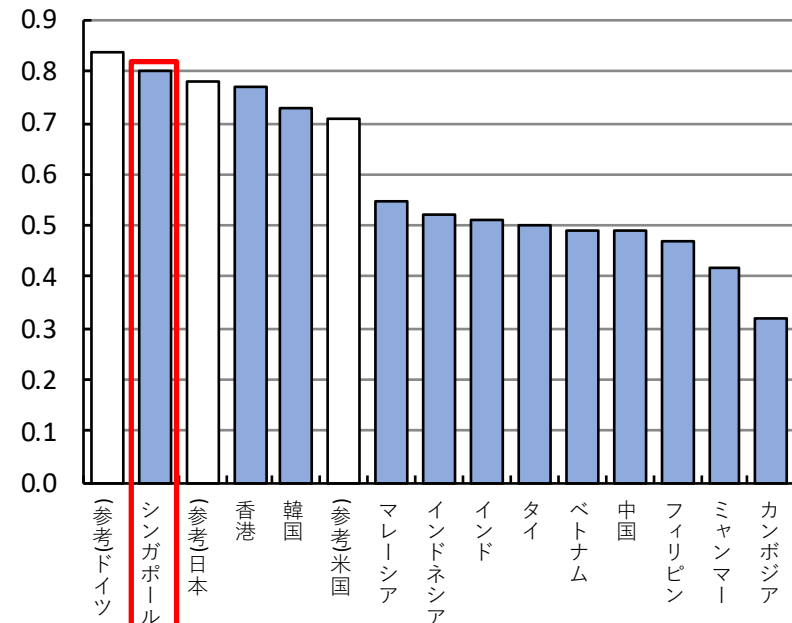
インフラ指数



(注) 数字が大きいほどインフラが整備されていることを示す

(出所) 世界経済フォーラム “The Global Competitiveness Report 2019” より
みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

法治指数



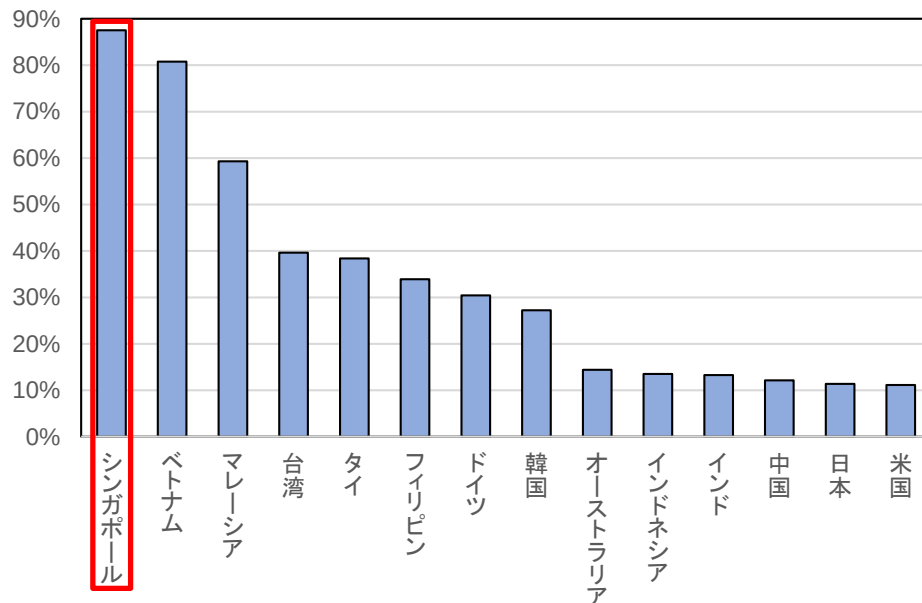
(注) 数字が大きいほど法治が徹底していることを示す

(出所) World Justice Project, “Rule of Law Index 2019” より みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

【I-9】リスク～高輸出依存度、ヘイズ

- 輸出依存度が非常に高く、輸出先の経済動向に左右されやすい構造と言える。シンガポールは、アジア通貨危機の際など、しばしばマイナス成長に陥っている
- 大型エルニーニョ現象に伴う深刻な干ばつが発生した1998年と2015年、インドネシアの山火事で、深刻なヘイズ(煙害)が発生(右下は2015年の様子)。多数の健康被害が生じたほか、交通機関にも悪影響。一般にシンガポールの住環境は優れているとされているが、この問題が発生すると印象が大きく悪化する

輸出依存度(付加価値ベース、2020年)



(出所) OECD、IMFより みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

2015年のヘイズの様子

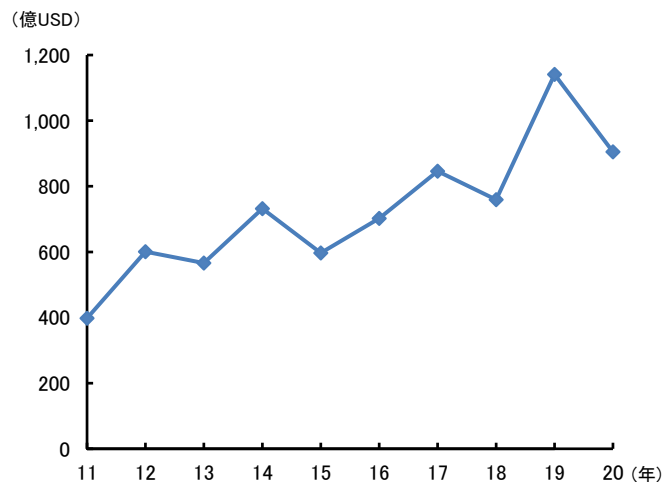


(撮影) みずほリサーチ&テクノロジーズ

【I-10】直接投資動向①～世界からの投資

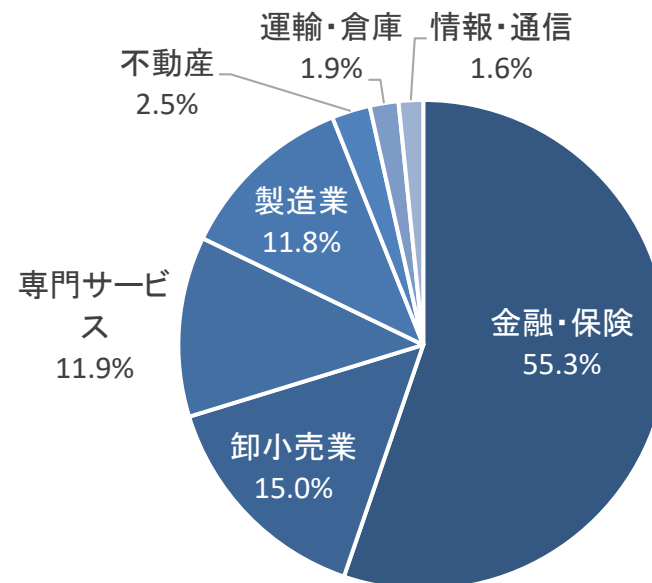
- 対内直接投資は、2019年まで増加基調であったものの、新型コロナウイルスによる経済活動の制限等により2020年は20%程度減少
- 業種別の直接投資残高をみると、金融・保険が約半分を占めており、次いで卸小売、専門サービス、製造業となっている

直接投資フロー(国際収支統計)



(出所)シンガポール統計局より みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

業種別対内直接投資残高(2020年末)

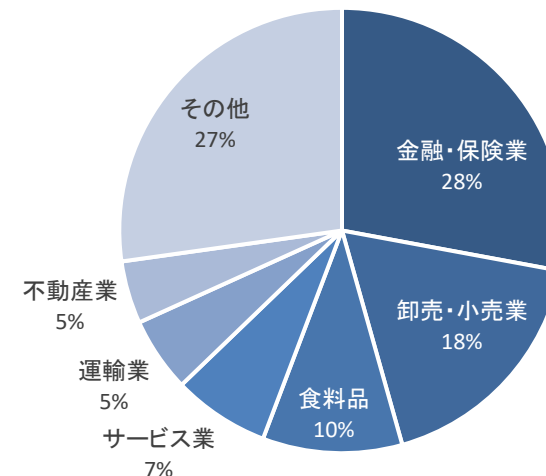
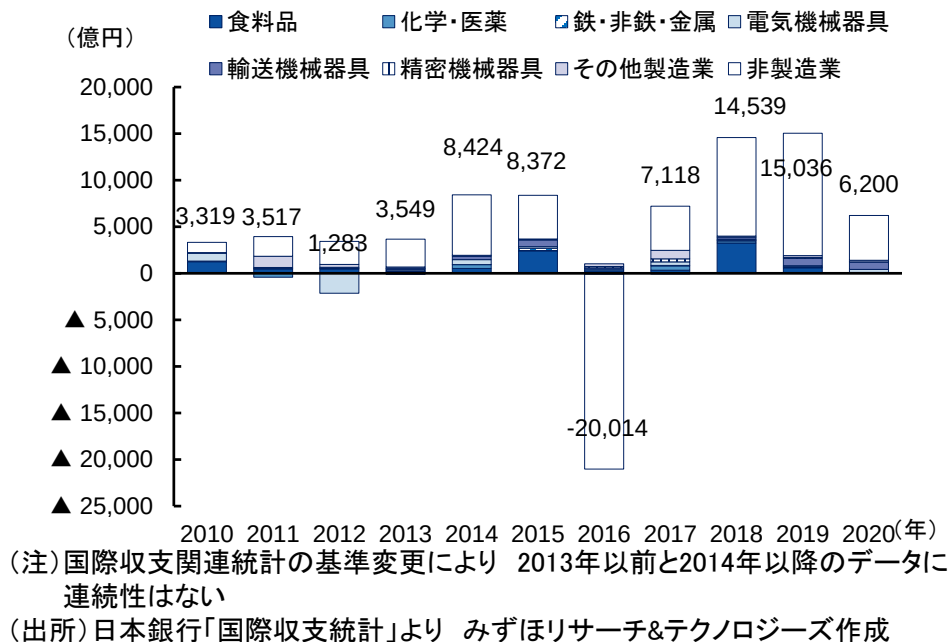


【I-10】直接投資動向②～日本からの投資

- 日本からの直接投資は、近年は非製造業が主体となっている。2016年の大幅なマイナスは、ソフトバンクがシンガポール子会社から2兆円超の配当を決めたことが影響している模様
- 直接投資残高をみると、非製造業では金融・保険と卸売・小売が中心となっている
- 製造業の直接投資では、食料品の比率が高い。キッコーマンやヤクルトが工場を保有しているほか、日清食品などがシンガポール経由でアジア諸国に投資するケースや、三菱商事によるオラムへの出資など総合商社が既存地場企業に投資するケースもみられる

日本からの直接投資フローの推移

日本からの対外投資残高(業種別内訳、2020年)

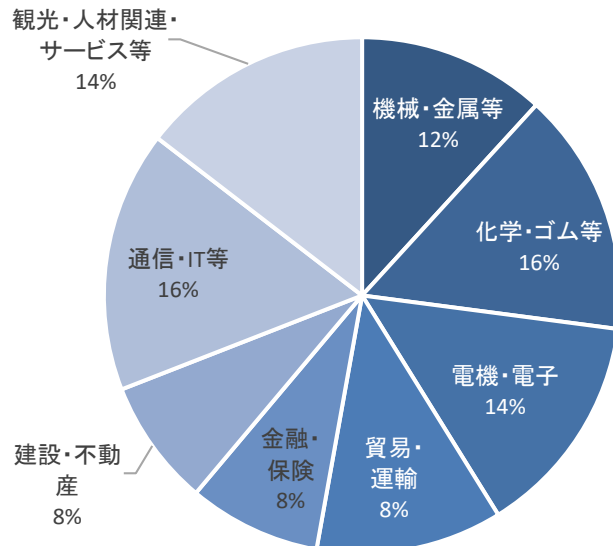


【I-10】直接投資動向③～日系企業進出動向

- マーケットとしてのアジアの重要性が高まる中、日系を含む外資系企業がアジア向けの製品・サービスに関するR&D施設やイノベーションセンター、デジタル分野の拠点をシンガポールに設置する動きが加速
- 製造業においても同様に、化学、電気機器、機械がメインとなっているが、昨今のコスト高を理由に撤退・移転を選択する企業も増加傾向にある
- 東南アジア進出のテストケースとの位置付けで、小売・飲食業の進出も拡大

日系進出企業の業種別割合※

※シンガポール日本商工会議所会員の業種別会員数(2021年12月時点)に基づき作成



(出所)シンガポール日本商工会議所より みずほ銀行国際戦略情報部作成

日系企業進出の近時動向

- ✓ 現地機関との連携によるR&Dセンターの設置
- ✓ 地域統括会社機能の強化・対象地域の拡大
- ✓ 日系小売・飲食業の進出(東南アジア進出のテストケースとの位置付け)
- ✓ シンガポール持株会社を活用し、地域内の企業を買収

機械	パナソニック: 工用冷材コンプレッサーの本社機能を設置
化学	栗田工業: R&D拠点を開設
医薬品	武田薬品工業: 研究開発を行う新オフィスを開設
電気機器	オムロン: 自動化技術の研究拠点を開所
物流	日本郵便: 物流拠点を開設
建設・不動産	鹿島建設: 地域統括拠点と技術研究開発部門を兼ねた自社ビルの建設を着工
小売・飲食	セクションエイト: シンガポール企業と合併会社を設立。東南アジアで「相席屋」をフランチャイズ展開
	ノジマ: シンガポールの小売大手を買収
食品	西本ウィズメタック: シンガポールの同業界の法人買収
通信	楽天モバイル: 仮想化ネットワーク基盤の販売・開発機能
人材	コプロ: 地域統括拠点として市場調査や人材派遣事業を実施

(出所)各種報道より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【I-11】投資先としてのポテンシャル総括

- 東南アジアの中心という地理的優位性、高度なインフラを背景に、金融、貿易、情報の地域ハブとしての地位を不動のものとしている
- 世界最高レベルの所得水準により消費市場としての魅力を有する一方、コスト面では人件費や不動産賃料の負担が大きい

投資における魅力

高い経済自由度	原則、外資規制はなく、外国企業に対する投資奨励制度も整備。自由化水準や透明性が高い
貿易航路の要衝	世界123カ国・600超の港と結ばれており、2020年港湾別コンテナ取扱個数ランキングでは第2位
地域貿易の中心地	現在も重要な成長の牽引力であり、貿易額はシンガポールGDPの約3倍
政治・社会の安定性	法規制の整備が進んでおり、その透明性も相対的に高い
金融の中心地	各種国際機関やグローバルな金融機関の多くが進出しており、情報集約性が高い
広汎なFTA	貿易立国であり、FTAでカバーする経済圏、貿易圏の広さは世界随一
インフラの完備	効率的で革新的な産業インフラが確立している
高い人材水準	英語圏であり、教育水準の高い人材が豊富。現地採用でグローバル人材の確保が容易

投資における留意点(課題)

労務コスト	高い技術、技能を有する労働力の確保に一定のコストがかかる
事業コスト	不動産賃料など、事業コストも高水準
高輸出依存度	シンガポールは小国開放経済であり、輸出に大きく依存する経済構造
狭小な国内市場	国土が狭く、人口も少ない

(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

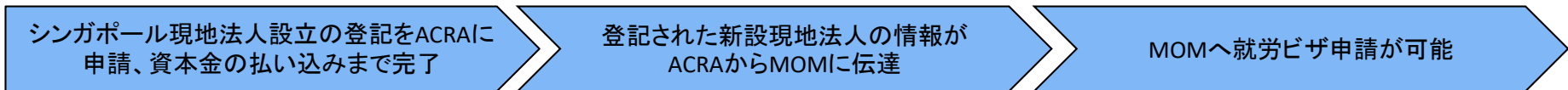
III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【Ⅱ－１】労働関連情報①～ビザ、雇用関連規制

- 法人設立登記を主管する機関は会計企業規制庁(ACRA)、就労ビザを発給する機関は人材省(MOM: Ministry of Manpower)と、対応機関がそれぞれ異なる点に留意する必要あり
 - 資本金を払い込み現地法人設立が完了したとしても、新設現地法人の登記情報がACRAからMOMに共有されなければ、ビザ申請はできない
- 足元、シンガポールでは現地人を優先的に雇用する政策が採用されており、従来よりも就労ビザの取得が困難になっている
 - ビザ取得要件である最低月給額が、毎年引き上げられている状況



ビザの種類・取得要件・留意点

EP (Employment Pass)	【取得要件】 ✓ 最低月給額4,500シンガポールドル以上、業種等で追加要件あり ✓ 難関大学卒業者 【留意点】 ✓ 職務経験者：経験に応じてより高い月給が求められる
Sパス	【取得要件】 ✓ 2,500シンガポールドル以上 ✓ 大学卒業、もしくは短大・専門学校卒であること ✓ 管理職や専門職、技術職等、技術・関連実務の経験年数を重視 ✓ 外国人雇用税の納付義務あり 【留意点】 ✓ Sパス取得者は従業員全体の10%(サービス業)もしくは20%(その他業種)までの上限あり(その他業種のうち、建設・造船関連は2022年1月1日より18%、2023年1月より15%と段階的に引き下げ)

現地における雇用・解雇規制

National Jobs Bank

通称「人材バンク」。EP(Employment Pass)申請前に政府が管轄するシンガポール人および永住権保有者向けの求人サイト「Jobs Bank」に、最低28日間求人広告を掲載する必要あり

【以下については対象外】

- ✓ 従業員25名以下の企業
- ✓ 月額固定給与が12,000シンガポールドル以上の求人案件
- ✓ 駐在員など同じグループ内の海外または国内から派遣される人材で、Manager(管理職)、Executive(経営幹部)、Specialist(専門職)などのポジションである場合。就労3年、延長2年で合計5年間を超えないこと
- ✓ 1ヵ月以内の短期間で就労する人材

(出所)各種公開資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ－１】労働関連情報②～労働コスト

(単位: USD)

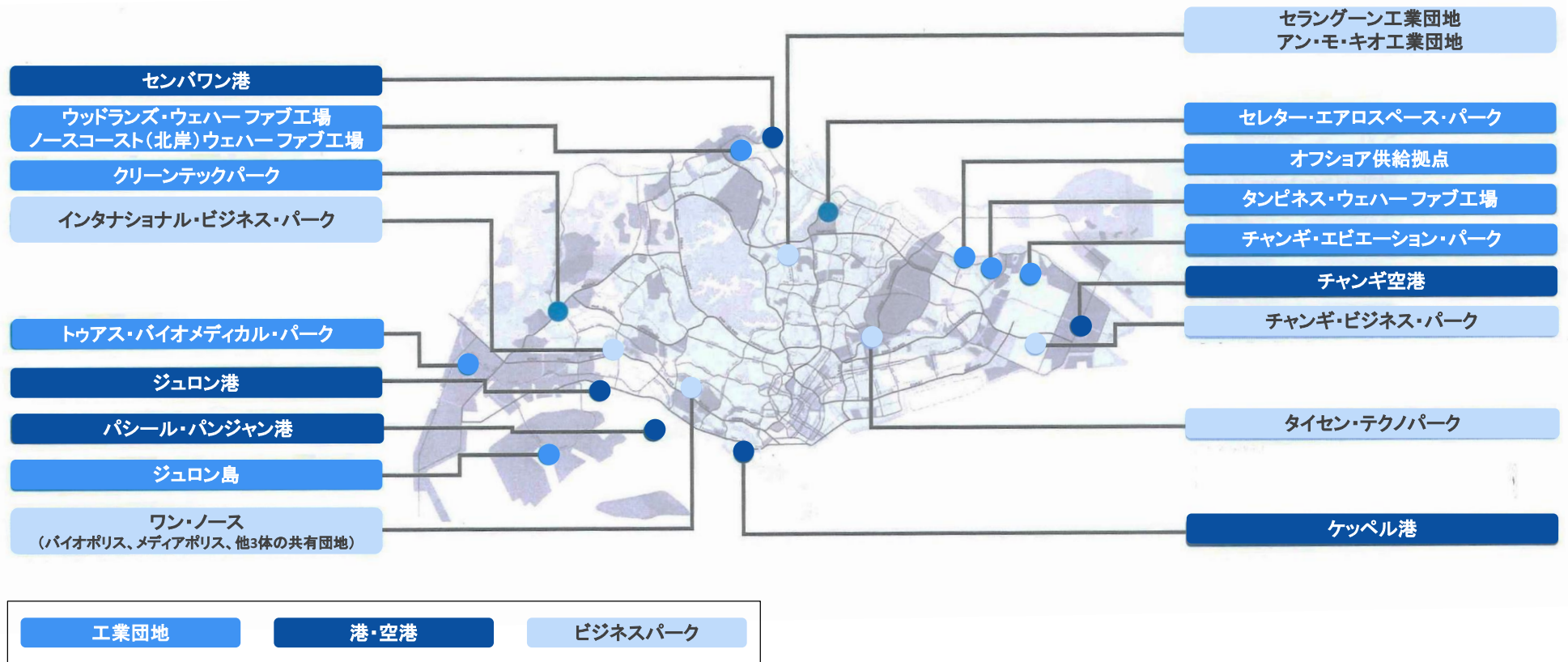
国・地域名	日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	マレーシア	タイ
都市名	東京	上海	深セン	ソウル	台北	シンガポール	クアラルンプール	バンコク
製造業								
作業員賃金(一般工職)	2,763	1,124	595	2,199	2,416	1,907	431	447
エンジニア賃金	3,760	1,304	1,122	—	2,979	2,813	867	798
マネージャー賃金	5,030	2,509	1,691	4,027	3,768	4,306	1,650	1,629
スタッフ賃金(一般職)	2,774	1,441	1,499	2,506	2,383	2,589	922	883
非製造業								
マネージャー賃金	5,306	2,979	2,968	4,366	3,586	4,650	1,978	1,629
店舗スタッフ賃金(アパレル)	3,795	—	1,088	1,668	2,962	1,041	493	372.6
店舗スタッフ賃金(飲食)	2,569	—	713	1,932	1,986	1,072	409	72.6
法定最低賃金	9.83/時	400/月	340/月	4.82/時	1,651/月	867/月	288/月 (13.31/日・1.39/時)	10.1～10.8/日
賞与支給額 (固定賞与 + 変動賞与)	4.55ヵ月分	2.33ヵ月分	1.58ヵ月分	1.87ヵ月分	2.93ヵ月分	3.13ヵ月分	2.10ヵ月分	1.94ヵ月分
社会保障負担率 (雇用者負担)	15.045%～15.245%	33.16～36.52%	20.74～34.49%	①5% 月収30,000HKD未満 ②1,500HKD 月収30,000HKD以上	9.98%～28.48%	12.95%	17%	13.45～14.95%
名目賃金上昇率	△4.7% (2020年)	7.9% (2020年)	9.1% (2020年)	1.1% (2020年)	0.27% (2020年)	2.75% (2021年1～7月)	3.9% (2019年)	5.15%(管理職) 4.96%(非管理職) (2019年)
国・地域名	インドネシア	フィリピン	ベトナム	カンボジア	ラオス	ミャンマー	インド	
都市名	ジャカルタ	マニラ	ハノイ	ホーチミン	プノンペン	ビエンチャン	ヤンゴン	ムンバイ
製造業								
作業員賃金(一般工職)	421	272	241	266	222	210	181	328
エンジニア賃金	582	409	471	508	408	360	329	944
マネージャー賃金	1,260	1,092	1,025	1,064	1,003	771	836	1,852
スタッフ賃金(一般職)	507	594	595	647	501	530	477	712
非製造業								
マネージャー賃金	1,216	1,481	1,249	1,412	1,343	1,253	1,118	1,971
店舗スタッフ賃金(アパレル)	272～374	323～347	—	237～259	200～400	140	156～195	—
店舗スタッフ賃金(飲食)	204～408	323～347	—	278～302	190～400	130	140～156	242～269
法定最低賃金	300/月	10.42～11.19/日	191/月	191/月	192/月	119/月	3.74/日	188/月(非熟練工) 207/月(準熟練工) 228/月(熟練工)
賞与支給額 (固定賞与 + 変動賞与)	2.02ヵ月分	1.66ヵ月分	1.64ヵ月分	1.41ヵ月分	1.00ヵ月分	1.33ヵ月分	1.22ヵ月分	1.15ヵ月分
社会保障負担率 (雇用者負担)	7.7254～7.7404%	10.0%+100PHP	21.5%(公的保険料) 17.5%(外国人労働者)	21.5%(公的保険料) 17.5%(外国人労働者)	3.4%	6% (月額報酬450万LAK以下) 27万LAK (月額報酬450万LAK超)	7%(60歳以下) 7.5%(60歳超)	13%
名目賃金上昇率	3.27% (2021年)	0% (2019年)	—	—	—	—	—	6.4% (2019年)

(出所)JETRO資料(調査期間:2021年12月時点)より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ－2】主要工業団地・経済特区

- 狭い国土の中に高度なインフラ環境を備えた工業団地が多く点在
- 主な工業団地は以下の通り

主要工業団地・設備



(出所)シンガポール経済開発庁(EDB)より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ－3】会計・税務関連情報

- シンガポールの会計制度はACRAが管理しており、会計の年次申告に関する手続きやその報告形式、会計士の登録等はACRAの定める規則に従う
- シンガポールでは、「決算日時点での時価を記録」する役割の大きい会計基準である国際財務報告基準(IFRS)に近似したシンガポール財務報告基準(SFRS)にて決算を行う

主要な会計制度

- ✓ シンガポールにおいて、原則すべての会社は監査を受ける必要あり。会計監査人を会社設立後3ヵ月以内に任命。その後定時株主総会ごとに任命する必要あり
- ✓ 会社法や会計に関する登録・報告手続き等は、基本的にACRAのオンラインプラットフォームで行う。会社法等の法人情報が必要な場合、オンライン上で原文の参照が可能
- ✓ IFRSとSFRSの主な違いは以下の通り
 - ① 固定資産を再評価する必要性の有無(条件あり): SFRSでは所定の期間内に再評価を行った固定資産については、再評価を免除される
 - ② 連結財務諸表の作成要否: SFRSではシンガポール法人が他の会社(日本親会社等)の100%出資子会社であること等の要件をすべて満たす場合、連結財務諸表の作成を免除される

税務・租税条約の締結状況

- ✓ シンガポールの現地法人および支店は、賦課年度ごとに確定申告を行い、賦課決定された法人税を納税する義務あり
 - 法人税率: 17%
 - 最初の20万シンガポールドルの所得に部分免税が適用される
 - シンガポール政府はワン・ティア法人税制度を採用しており、シンガポール企業が国内の個人、法人に支払う配当金は、受け取る側では課税対象外であり、国外の企業に配当する場合は源泉税が課せられない
- ✓ キャピタルゲインは原則課税対象外
- ✓ その他税制には、源泉税、個人所得税(最高税率22%)、財・サービス税(Goods & Services Tax(GST): 7%)、印紙税、不動産税など
 - 2022年1月現在のGSTは7%だが、シンガポール政府は2022年～2025年の間にGSTを現在の7%から9%に引き上げる方針を示している。
 - 2021年税制改正により、2023年1月1日より空輸または郵便により輸入された400米ドル以下の低額物品等に対してもGST課税対象となる予定。

(出所) 各種公開資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ－4】物流関連情報

- 東南アジアの中心であり、主要輸送航路が連結しているシンガポールは重要な物流拠点かつ国際貿易の中継地点
- 生鮮品等の取り扱いに求められる温度管理や高価格品の管理に必要とされるセキュリティを満たす世界水準のインフラを備えているため、あらゆる業種の有力企業が物流、サプライチェーン管理の拠点として選択

現地物流市場動向

- ✓ シンガポールのチャンギ空港はアジア最大級の貨物空港。60カ国280都市以上から、週に6,500便以上が乗り入れ、およそ200万トンの貨物量を取り扱う
- ✓ 世界屈指の貨物取扱量の多いトランシップ（積み替え）ハブを誇り、200社以上の船舶会社を通じて123カ国600港とつながり、世界の主要寄港地に毎日寄港
- ✓ 世界銀行が発表した2018年国際物流効率性指数（LPIランキング）において、シンガポールは160の国・地域の中では第7位、アジアでは日本に次いで第2位であった
- ✓ 東南アジアの中心という戦略的ロケーションに位置し、主要輸送航路が連結しているシンガポールは、重要な物流拠点および国際貿易の中継点
- ✓ シンガポールの優れたインフラとコネクティビティを通じて世界市場にあわせた事業拡大が可能。また自由貿易協定（FTA）および経済連携協定の締結により、2020年6月時点でFTAカバー率は9割を超えている

関連規制・主要プレイヤー等

関連規制

- ✓ シンガポールにおける外国投資は原則自由。ただし、運輸・物流業に関わる事業は、ライセンスの申請が必要

主要プレイヤー

- ✓ 大手の物流企業にとってシンガポールは最高のロケーションであり、海外に事業を展開している多くの企業はシンガポールに拠点を設置
- ✓ 進出している物流企業の大半（DHL、キューネ・アンド・ナーゲル、山九、シェンカー、トール、UPS、郵船ロジスティクスなど）が、シンガポール国内に地域統括本部またはグローバル本部機能を設立

（出所）EDB、JETROより みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ－5】金融関連情報

- 世界経済フォーラム(World Economic Forum)が発表した2021年版国際競争力ランキングにおいて、シンガポールは世界第5位に
- 広範囲な通貨・金融政策を担当してきたシンガポール通貨金融庁(MAS)は、2002年10月1日、造幣業務を担当してきたシンガポール通貨理事会(BCCS)を吸収し、シンガポールの中央銀行として機能
 - コロナ対策として中小企業や個人向け支援策を打ち出す他、金融ハブとしてFinTechやデジタルバンク等の政策も積極的に推進

現地金融関連動向

FinTech

- ✓ 2014年11月に発表したスマート国家構想を実現するため、MASは2015年6月にスマート金融センターをめざす方針を表明し、FinTech振興のための金融セクター・技術イノベーション(FSTI)を導入
- ✓ 2020年8月、MASはFSTI第2弾を発表。助成金の増額等、既存のFSTIを拡充

デジタルバンク

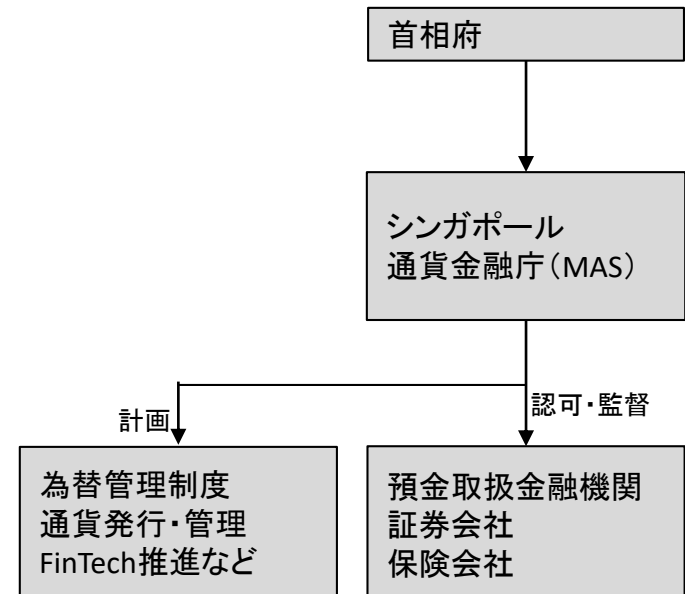
- ✓ MASはインターネット上の仮想銀行(デジタル・フルバンクおよびデジタル・ホールセール・バンク)のライセンスを計4社に供与することを決定。配車事業を行うGrab社がシンガポール・テレコムとコンソーシアムを組んで申請する他、中国アント・フィナンシャル等が含まれている。

コロナ対応・金融引き締め

- ✓ コロナ禍で打撃を受けた中小企業や個人を支援するため、MASはシンガポール銀行協会等と共同で元本返済の猶予や住宅ローン返済の猶予等の支援策を導入
- ✓ 国内外で物価上昇が加速する懸念があること等を踏まえ、MASは2021年10月の金融政策決定会合においてシンガポールドル名目実行為替レートの政策バンド傾きをわずかに引き上げる金融引き締めを発表
- ✓ 金融引き締めは2018年10月以降3年ぶりとなる

(出所)JETRO、MAS、各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

金融監督体制図



I . 基礎情報

II . 投資関連情報

III . 拠点設立

IV . 各種規制・恩典・参考情報

V . その他

【Ⅲ－１】進出形態

- シンガポール進出の主な形態は、①現地法人、②支店、③駐在員事務所
- 各形態の主な特徴は以下の通り

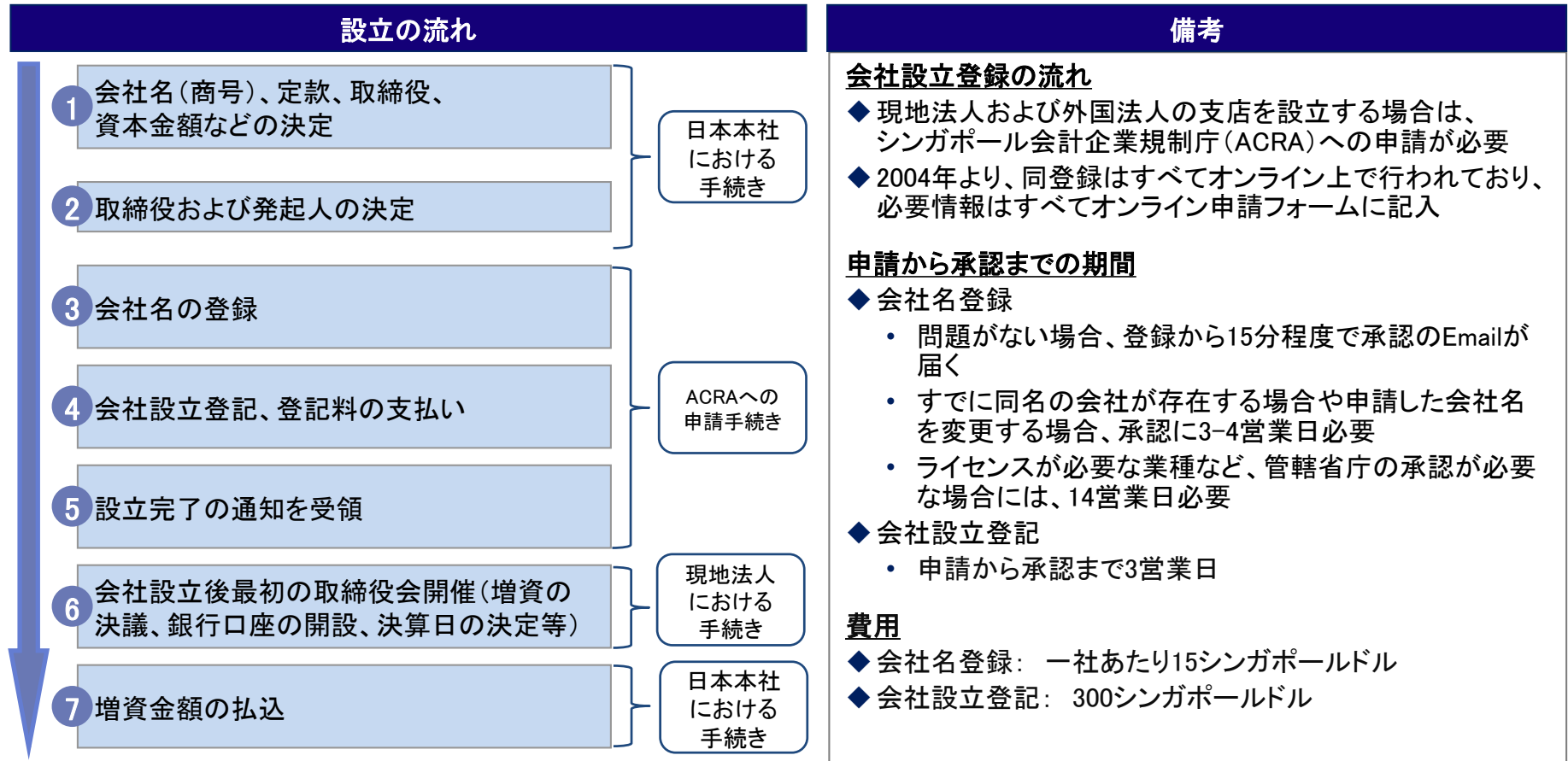
	① 現地法人	② 支店	③ 駐在員事務所
概要	シンガポール進出の最も一般的な形態	法人格としては日本本社の法人格であり、支店そのものに法人格はない	日本法人の営業促進、連絡業務、情報収集、市場調査等を実施するために設立されるケースが多い
営業活動	現地法人の定款に記載された範囲で自由な営業活動が可能	日本本社の商号および定款により制限を受ける	営業活動はできない
設立に必要な期間	申請から承認まで3～4営業日、ライセンスが必要な業種等、管轄省庁の承認には、14営業日～2ヵ月必要		提出から証明書の入手まで1～3週間必要。1年ごとの更新も必要
初期必要資本金	1シンガポールドル	原則自由（ただし、資本金なしの場合、登記料は1,200シンガポールドル）	適用外（ただし、設立には条件あり）
税率	法定税率17%。ただし、日本のタックスヘイブン税制を考慮する必要がある	シンガポールで発生する法定税率17%については、本店所在地国で外国税額控除の適用可能性あり	適用外（営業活動は不可のため）
租税条約適用	シンガポールと他の国々との間で締結された租税条約の適用を受けることができる	居住者とはみなされず、シンガポールが締結する租税条約の適用を受けることができない	適用外（営業活動は不可のため）
登録抹消・撤退	会社法の規定に基づく任意清算手続きにより会社を清算することになるが、新聞公告を必要とする等、手続きが複雑で費用もかかる	登録の抹消は、事業停止通知書を提出すればよく、手続きは現地法人と比べて容易	現地で決算書や法人税申告を行う必要がないため、現地雇用等の契約関係を整理すれば、すぐに清算申請可能で、手続きも数日で完了

（出所）ACRA、各種公開資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅲ－２】拠点設立フロー① 現地法人の場合

- シンガポールにおける現地法人設立の流れは以下の通り
- シンガポール会計企業規制庁(ACRA)への申請が必要

現地進出形態：現地法人

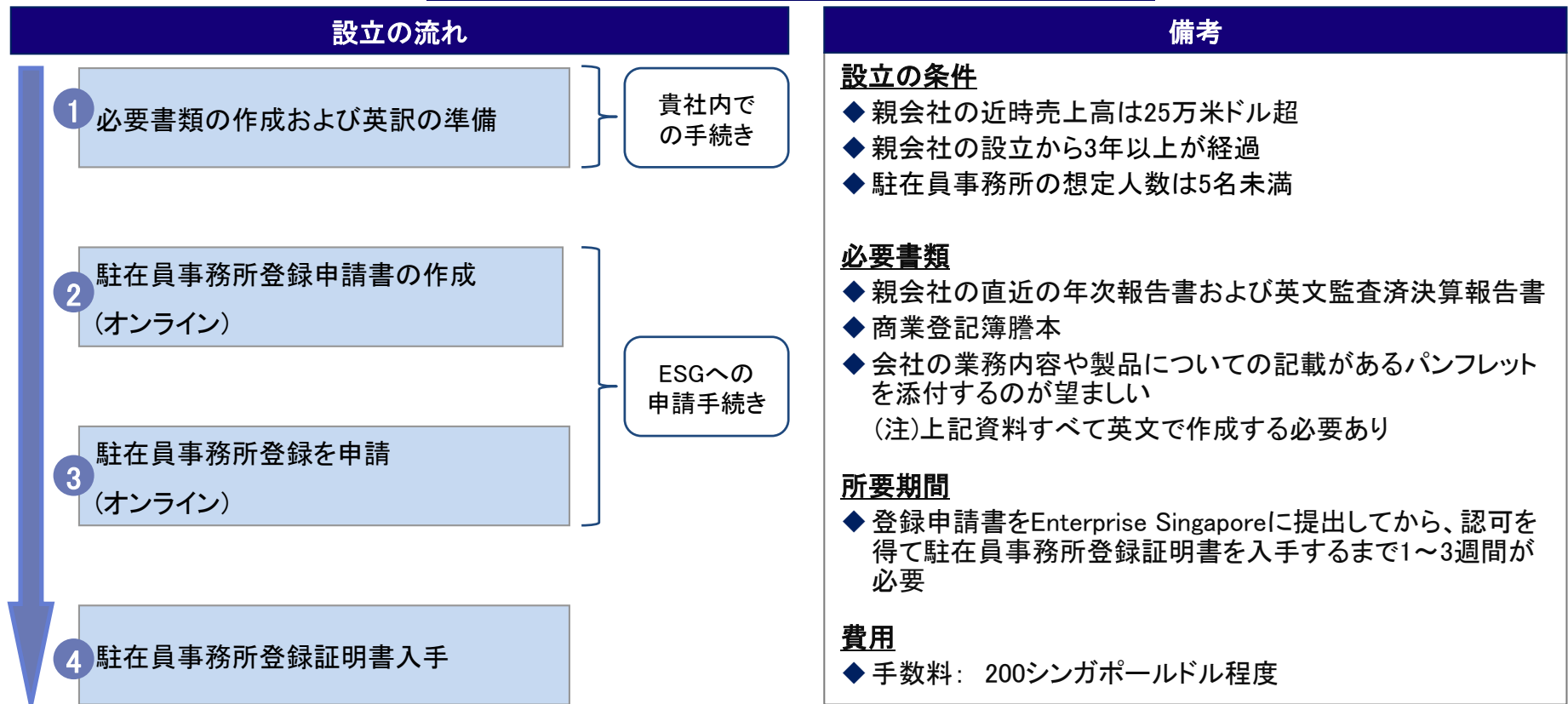


(出所) ACRA、各種公開資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅲ－２】拠点設立フロー② 駐在員事務所の場合

- シンガポールにおける駐在員事務所設立の流れは以下の通り
- Enterprise Singapore (ESG、旧IE-Singapore:シンガポール国際企業庁)への申請が必要
- 駐在員事務所の認可期限は3年であり、1年ごとのライセンス更新が必要

現地進出形態：駐在員事務所



(出所) Enterprise Singapore、各種公開資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅲ－３】現地費用

■ シンガポールにおける一般的な現地費用は以下の通り

項目		USD(月額)	項目		USD(月額)
賃料	工業団地借料(㎡あたり)	0.73～2.16	光熱費	業務用電気料金	基本料金: 契約電力×6.97/kW
	事務所賃料(㎡あたり)	63～100			0.09/kWh(23～7時) 0.15/kWh(7～23時)
	店舗スペース賃料(㎡あたり)	201～301		一般用電気料金	基本料金:なし
	駐在員用住宅	1,976～7,685			0.17/kWh
輸送	40ftコンテナ対日輸出	650		業務用水道料金	基本料金:なし
	40ftコンテナ第三国輸出	4,600			1.82～2.14/m ³
	40ftコンテナ対日輸入	680		一般用水道料金	基本料金:なし
	レギュラーガソリン価格 (1リットルあたり)	1.46～1.95			～40m ³ :2.14
	軽油価格(1リットルあたり)	1.27～1.28			40m ³ ～:2.89
税制	法人所得税(表面税率)	17%		業務用ガス料金・ 一般ガス料金	基本料金:なし
	個人所得税(最高税率)	22%			0.12～0.13/1kWh
	日本への利子送金課税(最高税率)	10%			
	日本への配当送金課税(最高税率)	0%			

(出所)JETRO資料(調査実施時期:2020年11月2日～2021年1月8日)より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅲ－４】口座開設

- 会社の設立は容易にできる一方で、金融管理制度は厳しく、口座開設には必要な書類が多く、時間を要する傾向にある
- 口座開設に必要な書類および留意点は以下の通り
 - 地場・外資銀行を含む銀行それぞれの管理制度が細かく異なるため、口座開設の際は各行に直接確認することが必要

口座開設に必要な書類

1. 現地法人の議事録 (Board of Directors' Resolution)
2. 会社定款 (Memorandum and Articles of Association)
3. 登記簿謄本 (Certificate of Incorporation)
4. 口座開設依頼書 (Application for Opening of Current Account)
5. 当座約款 (General Terms and Conditions)
6. ファックス・電話による取引念書 (Telephone and Fax Indemnity)
7. 電子メール通知に関する同意書 (eAST agreement)
8. 税取扱いに関する届 (Tax Questionnaire)
9. 取締役・秘書役の同意 (Form 45 / Form 45B)
10. 権限者のパスポート (コピー)
11. 権限者の住所を証明できる書類 (公共料金明細書等)
12. 組織図報告書 (Latest Organisation Chart Declaration)
13. その他 (親会社についての組織図等)
14. 直近の決算書 (監査済みのもの) (Latest Financial Statement)

留意点・預金種類等

すべての書類コピーには、権限者の署名が必要

現地法人の議事録について

- ✓ 取締役2名もしくは取締役1名＋秘書役の署名が必要
- ✓ 現地法人の議事録より権限者の署名が決まっている

預金種類

- ✓ シンガポールには、法人利用の普通預金はなし
- ✓ 法人の口座開設は、当座預金となる
- ✓ その他の預金種類：定期預金、外貨預金 (銀行・通貨による)

他の関連サービス

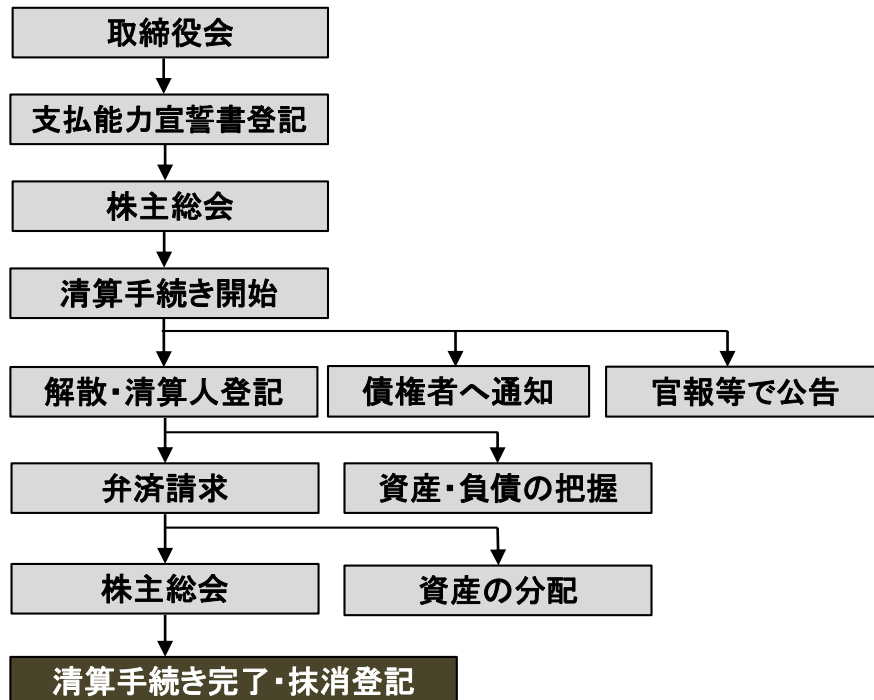
- ✓ 小切手 (シンガポールドル、外貨)、ATMカード、インターネットバンキング、クレジットカード
- ✓ 上記関連サービスは、銀行によっては提供しない場合もあり

(出所) 各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅲ－５】撤退

- シンガポール会社法上、「清算」は「強制清算(Winding Up By Court)」と「任意清算(Members' Voluntary Winding up)」に大別される
- シンガポールから撤退する際には通常、「任意清算」手続きが採られる
- 一般的な株主による任意清算を行うには、すべての債権者に対する債務を完済することが要件
- 任意清算においては通常、内閣歳入庁(IRAS)による税金清算手続きに最も時間を要し、清算対象会社はIRASよりすべての税金納付の完了を証明するタックスクリアランスを入手する必要あり

撤退フロー



(出所)JETROウェブサイトより みずほ銀行国際戦略情報部作成

関連規制・留意点等

- ✓ 取締役会により、任意清算を決議するための臨時株主総会の招集を行う旨の決定を行う
- ✓ 取締役会により、「支払能力宣誓書」に署名し、ACRAに登記
- ✓ 臨時株主総会の招集通知を発送(支払能力宣誓書作成から**5週間以内**)、臨時株主総会により任意清算を行う旨の決議、および清算人を選定
- ✓ 株主総会決議結果について、決議から**7日以内**にACRAに登記、**14日以内**に清算人の選任をACRAに登記、**10日以内**に日刊紙に公告する
- ✓ 清算開始後、資産・債務の整理を進め、清算開始日から6ヵ月経過毎に当該期間における入出金および資産・負債の残高を報告する計算書を作成し、ACRAに登記を行う
- ✓ 清算手続きがすべて終了したうえで、清算人は資産の処分等に関する最終計算書を作成し、結了集会を招集。結了集会の招集通知は、シンガポールで発行される英語、マレー語、中国語、タミル語の新聞各1紙以上に公告する必要あり(招集通知期間は**1ヵ月以上必要**)
- ✓ 結了集会の開催日から**7日以内**に、清算人は、結了集会開催申告書をACRAに登記する。ACRAへの登記から**3ヵ月**を経過した時点で法人格が消滅する

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【Ⅳ－１】外資規制

- 外国投資は原則自由
- 知識集約型経済構造の確立をめざし、先端技術部門、高付加価値産業部門、研究開発部門、ビジネスハブ機能の強化に資するサービス部門などへの投資を奨励

外資規制

- 出資比率・最低資本金に関する規制は原則なし
 - ✓ 駐在員のビザ取得を勘案すれば、10万シンガポールドル以上の資本金が望ましい
- 外資に関する法律はなく、ほぼ規制を受けることはないが、以下業種は例外として規制が存在
 - ✓ 外資企業による進出が規制されている業種
 - ・ 電力・ガス事業
 - ・ メディア
 - ・ 武器・兵器の製造
 - ✓ 製造業管理法により製造業者登記官である経済開発庁(EDB)に書面で事前の許可の取得が必要なもの
 - ・ ビール
 - ・ 葉巻・たばこ
 - ・ 延伸鋼製品
 - ・ ガム(歯科用、健康製品法にて口腔歯科用、治療用として健康食品に分類されないもの)
 - ・ マッチ等
- 製造業管理法に規定されている項目のエアコン・冷蔵庫等も当局の事前許可が必要

(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ－２】投資誘致

- 優遇税制とは別に、研究開発、企業の国際化、中小企業の生産性向上・能力開発、起業を促進するための助成金制度や投融資制度などの各種優遇策あり

シンガポールの主要優遇制度一覧

管轄	優遇制度名	概要
シンガポール経済開発庁 Economic Development Board (EDB)	国際統括本部優遇制度 (IHQ) International Headquarters	国内に統括拠点を置く企業で政府の認定を受けた企業に軽減税率を適用。認定条件・適用税率等は、EDBと協議のうえ決定
	金融財務管理センター (FTC) Financial Treasury Centre	シンガポールから関連会社へ金融・財務活動を行う企業が対象。8%の軽減税率や源泉税の免除等のメリットあり
	企業向け研究開発支援策 (RISC) Research Incentive Scheme	- シンガポール経済・知名度等に測定可能な貢献を与える研究開発が対象 - 研究開発費用、開発に係る現地人件費のうち最大50%までを助成金として支給
	パイオニア優遇制度 (PC) Pioneer Certificate	- 先進的な開発やシンガポールに経済的に貢献することが基本要件 - 国際統括本部 (IHQ) 優遇と併用可。条件についてEDBと協議のうえ決定 - 法人税が最長5年免税、更新可能 (EDBと協議) - 適格事業による増収分に対して減税 (5%または10%)
	経済拡張支援策 (DEI) Development and Expansion Incentive	
	企業向け研修助成金 (TGC) Training Grant for Company	- 次世代技術、生産技能、専門知識などの習得と能力開発を目的とする従業員向け研修制度が対象 - 費用の最大30%までを助成金として支給
旧シンガポール国際企業庁 Enterprise Singapore	グローバル・トレーダー・プログラム Global Trader Programme (GTP)	シンガポールをオフショア貿易活動拠点とする国際貿易会社が対象。増益分の法人税に対し、5%または10%の軽減税率を適用

(出所) 各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

(注) 各優遇制度に関する詳しい情報等は管轄機関ウェブサイトをご確認ください

【Ⅳ－３】会社法関連

- イギリス連邦加盟国からの独立国であるため、英国法系の法制度が採用されている
- 最低資本金制度はないが、許可を必要とする事業や在留資格を得るため、必要に応じ基準を満たす必要あり
- 最低株主数は1名。取締役については、最低1名の居住者が必要。秘書役も最低1名居住者が必要
- 株主総会決議事項以外については、取締役会にて決定される

法人設立の 基本条件

- ・ 株主は最低1名、シンガポール居住者(*)の取締役は最低1名、シンガポール居住者(*)の会社秘書役は最低1名必要
 - ・ 破産者等を除き、18歳以上であれば取締役に就任可能
- (*) シンガポール国籍保有者、永住権保有者、就労ビザ(Employment Pass)保有者

株主総会			取締役会
	特別決議事項	普通決議事項	
行使要件	出席者の議決権の4分の3以上の賛成	出席者の議決権の過半数の賛成	✓ 株主総会決議事項以外は、取締役会にて決定 ✓ 取締役会の招集手続きや充足数、決議要件等については会社法上に定めがなく、定款に規定されることが一般的 ✓ 一般的な取締役会決議事項は以下の通り ・ 会社秘書役の選任 ・ 社債発行 等
決議事項/行使可能事項	・ 定款変更 ・ 商号の変更 ・ 減資 ・ 合併 ・ 任意清算	・ 増資 ・ 取締役の選任 ・ 取締役に対する一定の貸付・報酬等の支払 ・ 会計監査人の選任	

(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ－４】為替管理制度

- 外国為替管理制度は、1978年に廃止
- 広範囲に通貨・金融政策を担当してきた通貨金融庁(MAS)は、シンガポールの中央銀行として機能
- 貿易取引(決済通貨、手段、外貨支払など)、貿易外取引(運賃、保険料などサービス役務など)の両取引に対する規制・制限はなく、自由度が非常に高い
- 資本取引に関しては、特段制限なし。ただし非居住金融機関に対するシンガポールドル貸出規制により、シンガポールドルの使用方法については一定の制限あり

【ご参考】資本取引・非居住金融機関向けシンガポールドル関連規制

資本取引に関する制限はおおむねないものの、非居住金融機関に対するシンガポールドル貸出については、以下の一定の規制あり

1. 非居住金融機関に対する商業銀行の信用供与に関する規制

- ✓ 銀行は、国内外において目的を問わず、非居住金融機関に対しシンガポールドルの貸し付けが可能。ただし1法人あたりの貸付総額が500万シンガポールドルを超え、かつ資金が国外で使用される場合、供与されるシンガポールドルは外貨に転換またはスワップされなければならない。また銀行は毎月の貸付残高につき、MASに報告義務あり

2. 非居住金融機関によるシンガポールドル建て債券の発行に関する規制

- ✓ 非居住金融機関は、MASの事前許可なしに、シンガポール市場でシンガポールドル建て債券を発行できるが、その発行代り金(シンガポールドル)はシンガポール国内での経済活動に使用されなければならない。事前に認められた以外の目的や国外での活動に使用される場合は、海外に送金する前に外貨に転換またはスワップされなければならない。また非居住金融機関により発行されたシンガポールドル建て債券は、預金業規則に抵触しないよう、原則として12ヵ月以内の満期かつ20万シンガポールドル以上でなければならない

3. デリバティブ商品等の取引に関する規制

- ✓ 非居住者に対しシンガポールドルを供与する外貨スワップのうち、非居住金融機関1法人あたり500万シンガポールドルを超える取引であり、かつシンガポールドル資金がシンガポール国外で使用される場合、供与されるシンガポールドルは外貨に転換もしくはスワップされなければならない(ただし、シンガポールドルの投機目的と考えられる場合はスワップ取引不可)

【Ⅳ－5】貿易制度

- 天然資源のないシンガポールにとって国際市場への参入は非常に重要視されており、政策の中でも特に貿易制度の整備が優先されている
 - 貿易の自由度や透明性は高く評価。国際貿易の中心国の一つとして、世界の港湾取扱貨物量ランキングで上位に位置付けている

貿易に関するライセンス・管理当局

- ✓ 管轄官庁は、シンガポール税関（Singapore Customs）。ただし、輸出入ライセンスの取得等が必要な品目については、商品ごとに所管する省庁・政府機関が異なる
- ✓ 品目・機関の一覧（抜粋）は以下の通り：
 - ・ 食品：シンガポール食品庁（SFA）
 - ・ 化粧品、医療機器：保健科学庁（HAS）
 - ・ 化学物質・電池：国家環境庁（NEA）
- ✓ 輸出入政策および輸出手続き等は、シンガポール税関が窓口となる

主要な貿易関連規制

- 【輸入サイド】
 - ✓ 輸入禁止品目は、チューインガム、爆竹など。輸入管理品目は、化学品などがあり、事前登録および輸入ライセンスの取得が義務付けられている（左記『貿易に関わるライセンス・管理当局』参照）
 - ✓ 輸出入規制法では、北朝鮮やイラン、リビアからの武器、ソマリアからの木炭、シリアからの化学兵器が輸入禁止品目に指定されている
- 【輸出サイド】
 - ✓ 輸出禁止品目は「サイの角（加工品、未加工品、粉末等を含む）」のみ
 - ✓ 輸出管理品目は、コメ、化学物質などがあり、事前登録および輸出ライセンスの取得が義務付けられている（左記『貿易に関するライセンス・管理当局』参照）

（出所）JETROウェブサイトより みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV－6】資金調達①～資金調達方法

- シンガポールはASEANの他国に比べ外資規制は限られており、比較的資金調達は容易と言える
- 現地法人設立後の主な資金調達方法としては、増資、親会社からの借り入れ、現地での銀行等金融機関からの借り入れ等があげられる
- 過小資本税制に該当する税制はないが、借り入れの資金用途によっては借入利子が損金算入されない可能性もあり、注意が必要

	増資	親会社からの借り入れ	地場銀行からの借り入れ
特徴	✓ 長期的に還流予定のない資金に適していると言われる。短期間で親会社に還流する資金の場合は不向きか ✓ 利益の範囲内でしか配当を還流させることができない ✓ 減資には厳格な手続きが定められている	✓ 資本金と異なり流動性が高く、短期的に還流される可能性がある資金には向いている ✓ 親会社へ利子を支払う際に源泉税が発生(15%※) ✓ 利率の設定については移転価格税制に配慮する必要あり	✓ 現地通貨建ての借り入れにより、グループ全体にて為替リスクの影響が抑えられる ✓ 設立間もない企業に対しては、親会社からの保証差入を求められる可能性あり

※日星租税条約による。日本に親会社がある場合の源泉税は10%。
租税条約の適用を受けるには、源泉徴収義務者は非居住者から Certificate of Residence (COR) を受領しシンガポール内国歳入庁(IRAS)に提出する必要あり

(出所)各種公開資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ－6】資金調達②～第三者割当増資

■ シンガポール会社法に基づき設立された会社が行う第三者割当増資の流れは、以下の通り

		手続き	手続き実施者	手続き内容
割当前手続き	↓	① 株主総会にて承認	 SG現地法人	- 一般的に株主総会での承認が必要 - 上記手続きについては定款の確認が望ましい
		② 引受契約締結	 SG現地法人  貴社	発行会社と割当先株主との間で引受契約を締結
割当後手続き	↓	③ 株式対価払込	 貴社	- 引受契約に基づき割当株式の対価を払い込む。現物出資も可能 - 極端に安いといった合理性に乏しい払込金額であれば、現地法人取締役が信認義務違反に問われる可能性もある
		④ 株券発行	 SG現地法人	発行会社は株主割当から60日以内に株券を発行しなければならない
		⑤ ACRAへの届け出	 SG現地法人	割当増資実施についてACRAに届け出る必要がある

(注) 非公開会社については株式名簿作成義務はなく、ACRAへの登記手続きにより電子登録株主名簿が更新される

(出所) みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ－７】不動産関連規制

- シンガポールにおいて、不動産とは土地および建物を指す(居住用不動産法(Residential Property Act: Chapter 274 of Singapore))。原則、建物は土地の一部と考えられ、独立して取引の対象とすることはできない
- 住宅市場の高騰を受けて、政府は2018年7月に不動産投機抑制策を実施。シンガポール金融管理庁(MAS)は「金融安定性報告書2019」において、不動産投機抑制策は健全に機能していると評価
- コロナ禍による在宅勤務の導入や景気低迷を受けて、超高級オフィスを中心にシンガポール中心部のオフィス賃料は下落傾向

シンガポールにおける不動産関連規定

不動産の 所有権

- ✓ 国有地法は土地に対する自由保有権の設定を原則禁止しており、個人あるいは国以外の団体に対し、国有地の土地所有権を譲渡することは一定の場合にしか認めていない。また、一般的に外国人に対しては土地の所有権を制限

不動産の 登記

- ✓ Land Title Act3を根拠法として、土地に関する取引は登記によって有効となり、登記された所有者のみが真の所有者である。権利者には登記簿の内容に基づき権利証(Certificate of Title)が発行される。土地の90%以上が登記されている

不動産の 賃借

- ✓ 工業用地: 30～60年
- ✓ 居住用地・商業用地: 最大99年

外国人および外国資本に対する規制

【商業用不動産】

- ✓ 外資規制は存在しない
- ✓ 商業用地を取得する場合、原則Government Land Sales (IGLS) 制度による入札となる

【居住用不動産】

- ✓ Residential Property Actにより、外国人・外国企業による居住用不動産の取得が制限
 - ① 多層階アパートメント、コンドミニアムのユニット(ただし、Housing and Development Actに基づきHousing and Development Board (HDB)が開発した居住用不動産は除く)
 - ② 一定の担保権(Mortgage, Charge等)または7年以下の賃借権等の権利の設定
- ✓ 1～4%の印紙税(不動産の価格によって税率が変動)に加え、20%の追加印紙税が課される

(出所)「国土交通省 海外建設・不動産市場データベース」、EDB資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ－８】統括会社

- 2017年以降、地域統括本部(RHQ)の優遇制度を国際統括本部(IHQ)に統合。認定を希望する企業は、インセンティブパッケージについてシンガポール経済開発庁(EDB)と協議。条件については、個々の統括会社の規模や当国経済への貢献度によって決定される
- 近年は包括的な制度よりも、業種・機能別の優遇制度を打ち出す傾向にある

項目	国際統括本部(IHQ)	グローバル・トレーダー・プログラム(GTP)	金融財務管理センター(FTC)
管轄	シンガポール経済開発庁(EDB)	Enterprise Singapore (旧IE-Singapore: シンガポール国際企業庁)	シンガポール経済開発庁(EDB)
定義・特徴	IHQの認定はシンガポール経済開発庁との協議のうえ決定	海外貿易活動を行う企業: オフショア貿易活動: マーケティング、物流管理、販売企画、品質管理、顧客管理、リスク管理、人事管理等	シンガポールで財務管理活動を行う企業 ✓ 適格サービス: 貸出枠の調整、保証・契約履行保証・L/Cの提供、送金に係るサービス、経済投資調査・分析、融資事務管理等
主な条件	EDBとの協議のうえ決定	① 主な事業がオフショア貿易 ② 対象貿易貨物: 石油製品、金属、電子部品、消費財等 ③ シンガポールにおいて年間相当額以上の直接的な事業支出(具体的な条件はEnterprise Singaporeとの相談の上決定)等	① 年間事業支出が350万シンガポールドル以上 ② 専門スタッフを10人以上雇用 (上記はガイドラインであり、具体的な条件はEDBとの相談の上決定)
最低資本金	EDBとの協議のうえ決定	なし	なし
軽減税率	EDBとの協議のうえ決定	10%または5%	8%
軽減税率の対象	サービス収入、ロイヤルティ、フランチャイズフィー、マネジメントフィー、コミッション等特定所得	所定の製品、商品の販売益、ブローカーとしてのコミッションまたはフィー	FTCが直接または間接的に株式の25%以上を保有する法人または保有される法人からの所得や利息、配当等
適用期間	EDBとの協議のうえ決定(最大20年)	3年または5年(更新可能)	最大5年(更新可能、条件あり)

(出所)JETRO、各種公開資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ－９】近時トピックス①

■ シンガポール研究開発推進に向けた国家政策「RIE2020」から「RIE2025」へ

- シンガポールをスタートアップ企業が集積する世界的な都市とすることをめざし、2016年には高度な技術の開発やデジタル経済を推進する5カ年計画「RIE2020(Research Innovation Enterprise 2020 Plan)」を発表(政府予算190億シンガポールドル)
- 世界的に関心の高いデジタル化の推進、気候変動や持続可能性の分野への投資を促進するため、2021年には高度な技術の開発やデジタル経済を推進する5カ年計画「RIE2025(Research Innovation Enterprise 2025 Plan)」を発表
- 知識とイノベーションを原動力とする経済と社会の成長、向こう50年のシンガポールの進歩をめざすプロジェクトとして、政府予算250億シンガポールドルを投じる方針を表明
- 上記予算総額は前回5カ年計画を32%上回り、過去最高額となる

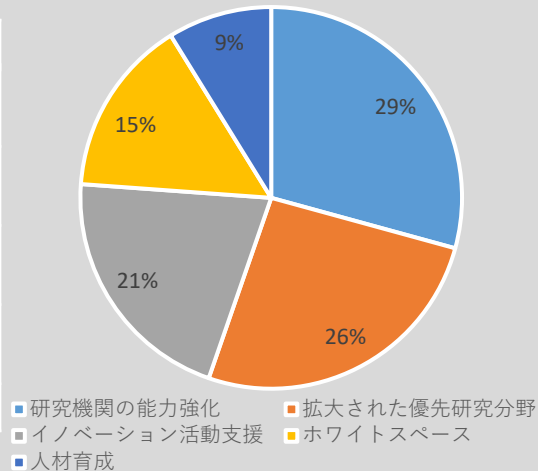
RIE2025の枠組み

- ・「RIE2025」の下、以下の分野に250億シンガポールドルの予算を投じる方針

RIE2025の予算内訳

250億シンガポールドルの分野別内訳

大学や科学技術研究庁傘下の研究機関の能力強化	73億
RIEプロジェクトで拡大された優先研究分野	65億
企業のイノベーション活動支援、起業家育成	52億
ホワイト・スペース(将来の新興研究プロジェクト)	38億
人材育成	22億



新5カ年計画ではパンデミック後の経済成長を促進する新しい優先研究分野として、以下の4つの分野を挙げている

- (1) 製造・貿易・コネクティビティー
- (2) 健康・人の潜在能力の向上
- (3) 都市ソリューション・環境変化に対応した持続可能な技術
- (4) スマート国家・デジタルエコノミー

(出所)各種報道・EDB資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ－９】近時トピックス②

■ 『Smart Urban Mobility』プログラムの推進

- シンガポール政府は、デジタル技術とデータを活用して国全体をスマートシティ化し、「より良い暮らし、より多くの機会、より強固なコミュニティ」を実現する「スマートネーション」構想を展開
- その一環として、狭い国土に人口が集中することによる中心部の交通渋滞や、それに伴う時間とエネルギーの浪費、環境負荷への対応をすべく、『Smart Urban Mobility』（都市における移動のスマート化）を推進。シンガポールは自動車の保有コストが高く、公共交通機関が幅広く利用されていることから、限られた空間使用の最適化を図るべく先端技術を活用した公共交通機関の利便性や効率性向上が進められている

AVs（自走走行車）推進計画

- ・ 政府・企業・大学の連携により、Committee on Autonomous Road Transport (CARTS)を設立し、自動走行を可能とする都市交通のコンセプトについて協議
- ・ メンバーは官公庁に加え、国際的な専門家、教授、事業者などで構成される
- ・ CARTS は①シンガポールにおけるAV開発ビジョンの策定、②AVの実証実験に関わる規制や推進施策の検討、③都市交通セクターの事業開発、などの役割を担う

＜AVs開発実験プロジェクト＞

- ✓ The Centre of Excellence for Testing and Research of Autonomous Vehicles-NTU(CETRAN)はシンガポールの都市環境において自動走行を円滑にし、基準や法令等を策定するためのリサーチイニシアチブ機関として設置された
- ✓ CETRANのプロジェクトには LTA、NTU、BMW Future Mobility Research、TÜVSÜD.などの企業がパートナーとして参画している
- ✓ 実証実験のプラットフォーム道路はOne-northからNUSやSingapore Science Park、Dover and Buona Vistaなどを含み67kmまで拡張

2015年
7月

- ・ One-northの12km道路において自動走行の実証実験開始

2019年
1月

- ・ 公共バスやシャトルと自動走行のテスト開発のため協働
- ・ シンガポールにおけるAVを利用した公共交通ソリューションの開発や、実験、商業化等について、関心のある事業者からの提案を募集

2023年

- ・ 3都市で自動走行車の走行実験開始
1.Tengah New Town、2.Jurong Innovation District、3.Punggol Downtown

(出所)各種報道・EDB資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ－９】近時トピックス③

■ 持続可能な未来に向け環境行動計画を発表

- シンガポール政府は2021年2月10日、環境行動計画「シンガポール・グリーンプラン2030」を発表。同プランは、2030年までに国をあげて取り組むべき環境政策の包括的なプランとされている
- 政府は同プランで、持続可能な環境を整備して国民の暮らしを守ると同時に、環境に優しいエネルギー源を確保し、クリーンな燃料車の普及を後押しする方針を明確化。また、環境プロジェクトに必要な資金を調達するためのグリーンファイナンスなど、新たなビジネス機会の創出もめざす

2030グリーンプランに盛り込まれた主な目標

分野	主な目標
環境に優しいエネルギーの利用	・ 2030年までに公団住宅地区のエネルギー消費を15%削減 ・ 2030年までにすべてのビルをグリーンビルにする ・ 2040年までに内燃機関車からよりクリーンなエネルギー燃料車へと、段階的に転換 ・ 太陽エネルギーを2025年までに1.5ギガワットピーク(GWp)、2030年までに2GWp以上へ
グリーンエコノミー	・ アジア、世界有数のグリーンファインズ拠点へ ・ 研究・イノベーション・エンタープライズ2025年計画(RIE2025)に基づく国内のイノベーション活動を推進するとともに、新しい持続可能なソリューションのR&D活動の誘致 ・ 中小企業向け持続可能プログラムの導入
都市の自然環境	・ 年間の植樹本数を2倍とし、100万本を植樹へ ・ 自然公園の面積を2020年比で50%以上拡大へ
持続可能な生活環境	・ 2030年までに自転車専用路を現在の全長460キロから約1320キロへ ・ 2030年代初旬までに鉄道網を現在の全長230キロから360キロへ ・ 2026年までに埋め立て地に送るごみを1日1人あたり20%削減、2030年までに同30%削減 ・ 2030年までに移動手段に占める公共交通の割合を75%に拡大 ・ 2030年までに学校の二酸化炭素の排出量を3分の2に削減し、少なくとも学校の2割を炭素中立に
未来の気候変動への対応	・ 2030年までに食料自給率を栄養ベースで30%に引き上げ ・ 海面上昇への対応で海岸線を保護へ

(出所)JETRO資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

I . 基礎情報

II . 投資関連情報

III . 拠点設立

IV . 各種規制・恩典・参考情報

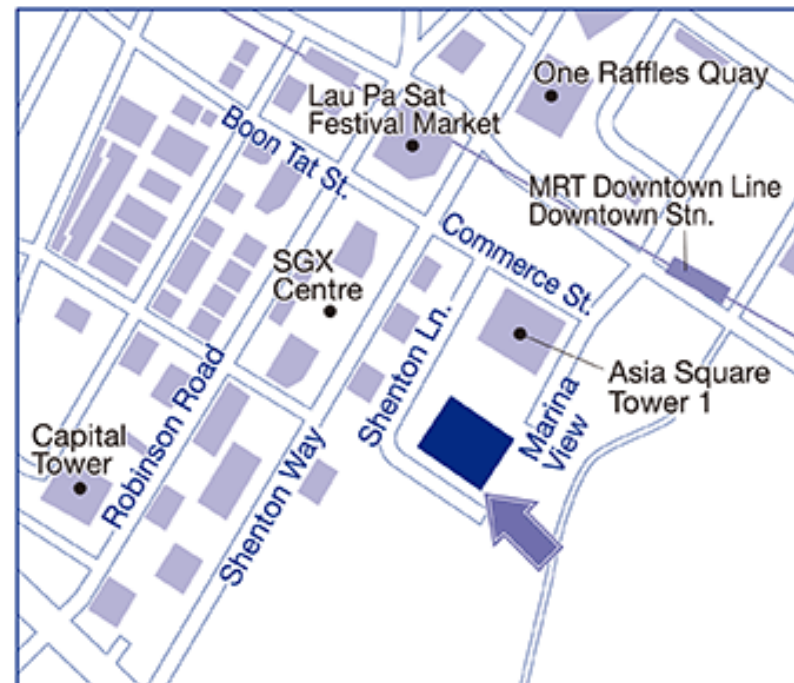
V . その他

【V - 1】みずほ銀行 シンガポール拠点のご案内

■ シンガポール営業部

Mizuho Bank, Ltd. Singapore Corporate Banking Department

所在地	12 Marina View, #08-01 Asia Square Tower 2, Singapore 018961
代表電話	+65-6805-2000
営業日	月曜日～金曜日



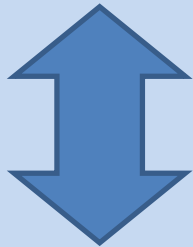
空港からのアクセス

タクシー：約30分

(出所)みずほ銀行国際戦略情報部作成

【V－2】業務提携～Singapore Economic Development Board (EDB)

- 2005年8月、シンガポール経済開発庁(EDB)との間で日系企業進出支援に関する業務協力覚書に調印
- 地域最新情報の収集・相互協力を通して国内外でのサポート体制の充実を図る



【業務提携覚書の骨子】

- ① 日系企業進出に関する相互協力
- ② 日本、シンガポールおよび周辺地域の投資制度等に関する情報交換
- ③ セミナーおよび相談会等の共催

【シンガポール経済開発庁の概要】

EDBは、シンガポールのグローバル・ビジネス拠点としての地位を強化する戦略を計画・実施する主要政府機関。製造およびサービス産業の両分野において、国内および海外投資家が、より高い持続可能な収益の達成と新たなビジネスチャンスの獲得をめざしてバリューチェーンを向上させ、支援する。また、投資家との意見交換および投資促進を図る一方で、インフラと公共サービスの効率性と価格競争力が確実に維持されるよう、各政府機関に対するフィードバックを行っている

(出所)みずほ銀行国際戦略情報部作成

©2022 株式会社みずほフィナンシャルグループ

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、弊社が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、弊社はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他如何なる手段において複製すること、②弊社の書面による許可なくして再配布することを禁じます。